

# 監獄雜誌



第六卷第四号

## 目 録

● 論說	徒刑四の復讐と云ふに就て	金快	(一頁)
● 東北地方典獄協議會紀要(承前)	敢て識者の猛省を促す	孤山	(二頁)
● 毆米監獄要録	二件	生	(十四頁)
● 海外通信	再び印南君に與ふるの書 在新約克監獄協會留	助	(十八頁)
● 通信	數十件	幸	(十九頁)
● 雜錄	工錢に關する諸規定に就て(承前)	龍	(二十五頁)
● 押丁減員令の實行に就て	刑事被告人の接見に就て	生	(二十六頁)
● 公判廷に入るの被告人に就て	德川幕府裁判所に自費を以て醫師を招聘するを許可するの可否	山陰	(二十八頁)
● 德川幕府裁判所の構成及權限(承前)	處罰執行中の召喚に應ずる可否	魯	(三十八頁)
● 問答	數件	子	(三十八頁)
● 寄書	看守の勤務に就て	堂	(四十三頁)
● 特別監視犯者處分方に就て	現行我刑法自首輕減の制に就て	洋	(四十三頁)
● 躬行叢話	傳教雜誌のむ方に望む	池田	(四十五頁)
● 雜報	數件	是	(五十三頁)
● 教誨	數件	宛	(五十三頁)
● 教誨の二要素		原	(五十四頁)

# 會告

●監獄學初版代金全額若くは月賦金完了せざる向有之計算上甚差間居候間  
 ●來る五月十日を期し都て全額御拂込相成たし  
 ●監獄雜誌代金甚敷延滞の向有之來る五月十日を期し一端御精算被降度若  
 ●期日に至るも御送金無之節は不止得會規の如く第五號以下御送本を中止  
 すへし  
 明治二十八年四月  
 警察監獄學會

千葉知養君序 山田大應君著

●古鏡 遷善錄 但智 活版四六形 正價廿錢 郵稅四錢  
 ●照心 頗る美本全壹册

愛知縣監獄教誨師山田大應氏就職以來監獄部内に智徳の二部に關し恰當の  
 學場修身教科書及生徒看讀用に供する適當の貸與書籍無きを憂ゑられ今回  
 智育に關する修身談を編集し囚徒看讀貸與本を編成せらる其編中の畧目は  
 ○揭示條項○教場心得修身談三十三項○公私用文其他頭書には囚徒の心得  
 べき諸規則及用文雜語、歐米格言等種々有益なるを四號文字平假名付にて  
 載す、實に監獄部内には近世無比の珍書なるのみならず教誨師及び說教師諸  
 君には必讀すべき良書なり、差入本には最も妙

## 警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字  
 司法次官清浦奎吾君序文  
 神奈川縣知事 中野健明君序文  
 靜岡縣知事 小松原英太郎君序文  
 神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

内務省警保局長 小野田元熙君序文  
 帝國大學法科大學長 穗積陳重君序文  
 教授法學博士 都筑馨六君序文  
 内務省土木局長 久米金彌君序文  
 參事官文學士  
 内務省參事官文學士



# 監獄學全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

## 日本監獄法講義

完

司法次官清浦奎吾君序文 内務省備獄務顧問故フアン、ゼー、パツハ君序文  
 東京集治監典獄石澤謹吾君序文 内務書記官文學士久米金彌君序文  
 前宮城集治監典獄八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄小河滋次郎君編著

静岡縣知事小松原英太郎君演述

### 監獄費國庫支辨論

完

司法次官清浦奎吾君序文  
宇川盛三郎君序文  
神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯

### 獨逸監獄管理法

完

静岡縣知事小松原英太郎君序文  
內務書記官文學士久米金彌君序文  
神奈川縣典獄小河滋次郎君著  
內務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文

### 看守必携獄務提要

完

静岡縣知事小松原英太郎君題字  
前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文  
宮城縣典獄山崎義徳君序文  
宮城集治監教誨師藤吉習教君著

### 監内揭示條目辯解

全

## 監獄雜誌第六卷第四號

## 論 說

## ● 徒刑囚の送還と云ふに就て

金城生

現行刑法の規定に依れば徒刑以上の囚人は之を島地に發遣し其刑を執行することゝなれり、而して刑法上の島地とは果して何れを以て島地と看做すべきやに就ては曾て何等の法律規定あることなし然りと雖も從來の經驗に由れば北海道を以て刑法上の島地と看做されつゝあることは事實の證明する所にして予輩の辨を俟たざる所なり、去れば北海道に集治監なる一種の重罪監獄を設置し徒刑流刑の刑に處せられたる囚人は之れに移送し行刑することゝなれり、殊に北海道の地たるや元來新創未墾の地にして廣茫千里荆棘深く鎖し道路開けず水路疏通せず拓地殖民上の必要より荆棘を開き道路修築等に使役するの見込を以て囚人を同道に移送し來りたるは當時の政略上實に止むを得ざるに出たりと雖も元來罪犯者を國外又は島地に發遣する制度の得策にあらざることは世既に定論あり殷鑑遠からず佛魯にあり識者の俱に認むる所にして彼佛國の鴻儒シュエー、ストツクピル氏(氏は監獄改良家にして曾て歐米の監獄を巡回し頗る經驗に富める人なり)の如きは遣外刑(移轉刑共云々)の不可なる理由を痛論せられたる論文中に面白き一節あり参考に資すべきものあれば試みに左に其要を擧げんに

前略内地に於て如何に其囚人を處理すべきかを知らざる政府は直に之を海外に派遣すべしと云ふと雖も

是れ恰も政府は個人と同しく我儘勝手にして其自己に當然屬する負擔を他に轉嫁せしむるものに均し蓋し遣外刑に關する問題に就ては三個の定則を考ふるを要す一、囚人自己に對する遣外刑の結果如何一、囚人か送らるゝ殖民地との關係果して如何三、内地に關する事實問題如何の三點を講究するを要す而して右第一問題に對し同氏は説明すらく遣外制度は囚人自己に對し一も改善の効なく政府又内地に兇惡なる囚人を除くことを得れども彼の絞罪に處せられたる者の如く世界より全く之を除去する能はざるのみならず出獄后再び内地に還ることなきを期する能はざるものあり加之ならず遠隔したる島地に於ての遇囚法は國家の爲めに益なく冗費を要し紀律等甚だ不完全なり故に囚人か絶島地にあるは當に政府の耻辱のみならず實に危険を島地に遺すものと云ふべし去れば此制度を行はんには必らず充分なる警戒を加へざるべからざるなり云々と

是れ實に至言と云ふべし數年來現に我政府も亦た發遣刑の不可なるを認めたるが如く曩きに帝國議會に提出せられたる改正刑法草案按に於ても既に此制度を廢却し其後時の内務大臣井上伯の北海道を巡回せられたる結果北海道調査事項の内發遣囚處分に關し議會に提出せられたる説明書に依るも發遣刑を絕對的には認せられざることに實に明かなる事實にして今回彼の北海道より内地集治監へ送還せられたりと云ふ徒刑囚送還に關する政府の方針に因て之を見るも北海道に囚人を移送するは當初より之を島地に移植せんとしたる精神にあらすして一時其刑の執行を同道に於てすると云ふに過ぎざること益々以て明かなる事實と云ふべし然り而して今回政府が斷然其満期に近きものを内地に送還すると云ふ理由の依て生ぜし原因を探究するに

兇惡無類なる重罪囚を島地則ち北海道に於て殊に今日拓地殖民事業の未だ普からざる而かも人烟稀少の地に重罪兇惡なる徒輩を放免せんは實に該地の危險甚からざるのみならず爲めに同地の治安を擾亂せられ將來の拓殖得て期すべからざるものあればなり又一面彼等放免せらるべき囚人自己の上より之を見るも刑餘の身殊に衣食の資豊かならず従て生業を彼地に需めんこと難事たるを免れず去れば迎去て故郷に歸復せんか僅少なる旅費の支辨し得る所にあらざれば終に衣食の窮乏は彼等を驅て犯罪に餘義なくせらるゝに至るは勢ひ免かるべからざるの數にして爲めに良民を盡害し同地の治安を擾亂するの虞れなき能はず予輩曾て北海道に識者の言を聞くに昔時未墾草創の時代に在つては土民を始め内地より旅行を企つる人は同地の熊を恐るゝこと尋常ならずして探検も尙能はざりしものが近時に至りては全く其正反對に出て彼の熊は遠く奔竄驅逐せられ足跡だも之を止めずと雖も彼の逃走したるか如き僅々たる重罪囚人を虞るゝこと前日熊鷹の比にあらす層一層の恐怖心を懷きつゝあるは將に掩ふべからざる事實に屬す、去れば此僅々稀有なる遁走囚人すら良民の恐るゝこと蛇蝎も膏ならざるに不拘今後年々數百人に垂んとする重罪囚人を依然彼地に於て放免するか如きは實に危險にして是恰も虎を野に放ち其噬博を恣にせしむるに同しかるべし是れ政府の夙に憂慮せらるゝ所にして今回其満期に近きものを其以前内地へ送還せらるゝに至りし主要の理由なるべしと予輩は確信して疑を容れざる所なり予輩茲に徒刑囚送還の事を聞き大に其筋の方針の予輩の意を得たるを喜び聊か愚衷を陳ふると爾云

# ●東北地方典獄協議會紀要

(承前)

快 哉 生

二十八、監獄公報を發行し互換するの可否

本間は時節柄最も好個の問題として福島縣典獄に依て提出せられ監獄報互換の斯道に利益多きこと及び同縣監獄に於て現に發刊しつゝある方法並費用の用途、將來の希望を陳へられ目下の形勢各署員の自辨たるの止むを得ざる理由を説明せられたり尋で賛成の聲續々起り神奈川典獄(前任小河典獄以下皆全し)又賛成を表すると同時に自縣に於ても既に發行しつゝあるを以て諸君の参考に供せんとて同縣施設の實驗談を以てせられたり新潟縣又現に發行しつゝあるも尙將來簡單に且便利の方法を講究せんとす云々と要するに費途の許す限り發刊するの方針を採り互換の有益なることは殆んど滿場諸君の口吻に依て表明せられたりと雖も結局費途のなきより強て發行互換するの困難にして決議の精神を實行する能はざるか如き地方なきにあらざるより出來得る限り可成力めて發刊し互換することゝ議了せられぬ

以上の決議に依て以て監獄報發行の必要は是認せられぬ然りと雖も其掲載事項の如きは未だ其大要をも協議なきか如し予輩從來既に發刊せられつゝある各地方の監獄報を見るに其掲載せらるべき事項は殆んど區々に出づるか如し去れども其掲載項目の區々なるは之を發刊し互換するも却て其益掛からんと、例令は監獄報の誌上或は主務省の伺指令通牒等を其儘掲載せらるるか如きは少しく穩かならざるか如く要するに其記載項目の略は一定に出でんこと予輩の希望なれ、亦た予輩を以て之を見れば監獄報なるものは單に當

務者の參考に資するのみならず監獄と社會との聯絡を通する一手段に利用せられんことを望む、去れば其掲載事項の如きも此種の材料をも蒐集し例令は作業の伸縮及び依て生ずる所の収入工錢并に人員其他諸需用品を公けの入札法に依り購入する廣告の如きものを登載し少くとも其府縣常置委員位には各一部つゝ寄送する等の方法に出でられんこと予輩の希望する所なり議者以て如何と爲す

二十九、囚人敬禮法を一定しては如何

本間は福島縣典獄に依て提出せられ青森、山形、宮城、同集治監亦た同一提出者たり要するに囚人敬禮法は各縣區々に渉るを以て可成一定したしと云ふにありて或は二舉動を以てするあり或は三舉動を以てするあるか如し云々と而して長野縣典獄の委員付託説出て續て宮城縣典獄は意見を述べて曰く三舉動の第二「禮」なる號令は不必要なるか如し何となれば第一「氣を付け」の號令中には暗に敬禮の意を包含するものなりと信す故に自縣に於ては「禮」の號令も用ゐず二舉動とせり宜しく其可否に就て論究し委員付託説を賛成す云々と至茲賛成續々起り委員付託説成立し委員は會長の指名に依り青森、山形、宮城の三典獄に依て組織せられぬ、而して委員に於て審査報告の後左の如く一定することに決せり

## 囚人敬禮法

一敬禮は必ず號令を以て之を行はしむ其順序左の如し但監房に在つては號令を用ゐざるも妨げなし  
一氣を付け

此令にて姿勢を正し坐居せるものは兩手を膝上に置き掌を膝に俯着し起立せるときは直立の儘兩手を

垂下して掌を兩脚の外部に當て笠を被りたるものは之を脱して右手に持たしむ但雨雪のときは之を脱せしめず

一 禮

此令にて體の上部を前に傾け首を垂れしむ但笠を冠りたるものは兩手を以て笠端を持たしむ

一元へ

此令にて原体に復せしむ

一 敬禮は典獄に對しては臨接する所毎に之を行はしむ

書記看守長教誨師に對しては說示命令及點檢のときに限り行はしむ

一 左の場合には敬禮せしめざるものとす

一 監獄内往復途中

一 監獄外押送途中

一 身体搜檢中

一 物品を負擔又は携帯せるるとき

一 手放し難き作業に服役中

一 教誨中

一 入浴中

一 病監内

以上の決議は實に予輩の同情を表する所にして殆んど間然する所なきか如し然れども予輩聊か言を寄す、抑も敬禮なるものは其敬禮を受くへき人に對し誠心誠意を表せしむべきものなれば各囚の體度をして端正に且つ森嚴ならしめざるべからざること勿論にして或は垂頭に過き又は周章狼狽の餘り舉措度を失するか如きは却て受敬禮者に對し禮を失するのみならず外見甚だ醜体たるを免かれず當局者たるもの平素注意ありたきものにこう而して本決議中受敬禮者は典獄以下書記看守長教誨師に對する場合のみを規定して外來の受敬禮者を掲げざるは予輩聊か遺憾なき能はず元來外來人に對し敬禮を行はしむべき場合は監獄巡閱官及び知事其他當然敬禮を受くへき官職を有する者に限り豫め規定を設け置き其他は一々典獄に於て之を指命すべきものとして典獄の指令なき來監人に對しては別段敬禮せしむるに及ばざるものとす、且又囚人敬禮は全監一齊に出つるを要し甲監に於ては敬禮を行はしめ乙場に在つては行はしめざる等區々に出つるか如き事なからしむるを要す敢て當局者に注意を請ふこと爾かり

三十、處罰執行中父母の喪に逢ひ若くは祝祭日に當るときは其執行を停止すべきものなるや

獄則違犯懲罰中之を中止するを得るは監獄則及び全施行細則に於て規定せる場合ならざるべからざるは勿論にして如何なる事情ありと雖も規定以外に其執行を中止するか如きは素より至當にあらざるなり、即ち其執行を中止すべき場合は處罰中身体に妨けありと認めたる場合(監獄則第四十四條、第四十六條)及び改悛の狀顯著なるとき(第四十八條全免)并に施行細則第百二條の裁判事件にて出廷當日及び全第百三條、第

百四條等の數場合に過ぎざるなり、去れば右列記の外其執行を停止すべきものにあらざるや素より論を俟ざる所なり、本問の父母の喪日若くは祝祭日には甲は父母の喪に逢ひ哀悼痛惜の至情に出て乙は國家の大記念節にして庶民の共に慶祝を表するの日なれば兩者共に刑法上の定役さへ尙之を免すべきものなれば一應其執行を停止すべきか如しと雖も到底其規定なきを如何せん、斯の如く本問は不停止説の明白疑なきにも拘はらず會同各縣の間に於て從來父母の喪日に限り之を停止せるあり或は祝祭日に限り之を停止せるあり甚しきは甲乙共に停止しつゝある地方あるか如きは予輩の遺憾とする所なり、然り而して不停止説の主論者は北海道集治監典獄に依て開口せられ宮城縣、神奈川縣、新潟縣、青森縣、静岡縣等の各典獄に依て賛成維持せられ同時に一面栃木縣、福島縣、警視廳典獄等の停止説嫌に主張せられ甲論して辨し議説沸騰し殆んど底止する所を知らざりし要するに停止説の理由とする所は前掲二理由の外に刑法上の刑罰たる定役すら之を免するにも拘はらず之より一層輕き懲罰を停止する能はずと云ふの理由なしと云ふにあるか如し、然れども予輩を以て之を見れば前掲兩者の理由は道義上大に可なるか如しと雖も道義は以て法を枉ぐる能はず又刑罰と懲罰と其輕重を比較するか如きは予輩其肯綮を得たりと云ふ能はざるなり、之を約言すれば祝祭日及び父母の喪日に相當するときは刑法上の定役を免すと云ふに止まり彼の屏禁處罰に科する坐作の業之を定役と認むべからざること世既に定論あり况んや屏禁以外の懲罰は定役を免すると云ふ定役と何等の關係なきに於てをや、宜なる哉結局不停止説賛成者多數にして其執行を停止すべきものにあらすと決せしは予輩之を賛成するの外なきなり

三十一、携帶乳兒にして時衣を着せしめ難きときは如何なる方法を以て着衣せしむべきものなるや携帶乳兒は性質既に罪囚にあらざるは勿論唯其母の請ひに依り携帶入監することを許すに過ぎざるものなれば其食料は法律上其母か乳養し得べきものと看做すべければ并は姑らく措き衣服の如きは當然其母たる婦女の自辨に歸すべきや素より將に然るべしと雖も從來の經驗に由れば在監婦女にして乳兒携帶を願出る者の如きは通常貧窶の者にして家に餘裕なく常に時季に適する衣服を辨する能はざるもの十中の十たるを免かれざるか如し、况んや其母の在監の身たるに於てをや其時服を着せしむるの實際に行はれざるや素より明かにして火を賭るか如し、去れば其衣服は性質自衣たるべしと雖も其時衣を着せしめ能はざる者に對しては之を貸與するの止むを得ざるは素より將に理の當然なりとす故に其費用の如きも公然豫算に見積り置き毫も他に支障あるを知らざるなり夫れ當刑事被告人の衣服は自辨を以て本則とし其時季に適せず及び汚穢し衛生上に害ありと認むるものに對しては之を貸與すると云ふ規定と同じきか參席諸君の意見又茲にありしか如く監獄費を以て相當のものを着せしむべきものと決せられしは素より將に然るべしと信す

三十二、在監人の体重を檢するは獨り囚人のみならず被告人をも檢量しては如何

体重檢測のことは身體の健否及び生理的病理研究上の基礎となり參考となるべきことは普通醫家の既に認むる所にして平素に在つても各人皆此心掛けあるを要す宜なる哉本問は獄務概則既に其明文を擧げて「監獄には成るべく分量器を備へ置き入出監、處罰前後其他一ヶ年一回在監人の体重を量るを要す」とあり在監人とし云へば在監の刑事被告人均しく在監人にして他に別に何等の疑岐あるを知らざるなり即ち原案に

可決素より然かるべきなり

三十三、確定執行日の期は四合を給するか或は五合を給すべきや

本題は同じく福島縣の提出にして確定執行日の期は從來四合食を給せしも食量區分規定に牴觸の嫌ありと云ふにありし本問確定執行日とし云へは始めて就役するの日にして役業の指定に依て食料を異にするは勿論なりと雖も從來各地の經驗に依れば就役の當日は身分上の尋問取調を爲し然る後役業を指定するものなれば相當官吏か是等の手續を爲すには人員の多少に依り斷言するを得すと雖も殆んど半日を之れか爲めに費やすこと通常にして要するに確定執行日の午前は未だ實際に於て役業を執らしむる能はざるが如し、去れば未だ作業の指定なき間は役業相當の食料とは果して五合食なるや將た六七合食なるやは之を豫知すべからざるのみならず執行當日の朝は未だ作業に服する者と見做すべからざるに於てをや然るにも拘はらず兎に角役業に就くべき當日なれば無定役食(四合)を給するは穩かならざるの理由よりして定役最下食(五合)を給すべきものとして決議せられしは予輩其當時大に疑を抱きたりき、然るに右決議に對し其後内務省警保局長より注意を與へられたる理由に曰く「單に確定執行と云ふときは無定役囚の包含する筈なれば之にも五合を給することに當りては成規に觸るゝ嫌あり若し定役囚に限る義なりとせば寧ろ作業相當の食料を給すべきものと改むる方穩當なるべし」云々と予輩此通牒を讀んで益々疑を生したりき右理由中前段の注意は寔に正當にして間然する所なしと雖も是れ恐らくは議題の文の足らざる所にして本題の提出者及び參列各位も等しく定役囚に對する議題の精神たるを認むること勿論にして苟も本題を一讀するものゝ悟

了する所なるべしと信せらる、亦其後段たる作業相當の食料を給すると云ふ儀に就ては予輩の大に疑の存する所にして既に其前日に於て相當作業を指定するの手續を了したる者に在つては作業相當の食料を給すること素より論を俟たずと雖も出題の精神亦た未だ作業指定の手續を了せざるものと認むるの正當なること予輩の信して疑はざる所なり果して予輩の見解の如く未だ作業指定を了せざるものとせんか作業相當の食料は五合なるや將た六七合なるやは其朝に於て之を知るに由なきを如何せんか之を要するに予輩は議題の精神にして執行の當日未だ作業の指定なき朝食に關する問題なりとせんか依然四合食を給するの外他に途なかるべしと信す成程當日より作業に服するものなりと云ふと雖も作業の指定に依て果して如何なる食料を給すべきか未だ知るべからざる以前に方つて五合食可なり六合食不可なりとは之を斷言すべからざるのみならず適當の食料は作業指定に依て確定せらるべきものなれば作業指定前は未だ作業に服せざるものと云ふも敢て其過言にあらざるを信す故に予輩は結局作業當日の朝食は四合を給するの外他に途なきものと云ふの優れるに若かさるべきを信して疑はず識者幸に高教を垂れられよ

三十四、聯合府縣監獄醫を會同せしめては如何

三十五、聯合府縣教誨師を會同せしめては如何

右二議題は當局者既に其有益を認むと雖も旅費其他經費の許さざる等の關係より從來其實行を見ることこの種なりしは予輩の遺憾とする所なり現に監獄醫會同會を昨廿七年度中福島縣に開會の決議ありたる由に聞知せしも遂に會同の運に至らざりしは亦た他の事情の爲め制せられしに依らんか、教誨師會同會も埼玉縣

警視廳協議の上場所及び期日を定めらるべきことに決定せしやに聞く予輩當局者に望む他の鎖事の爲めに兩會同會開設の實行に否ならざらんことを

三十六、女監取締採用試験科目を制定しては如何

女監取締の職たるや看守職務と聊か徑底あるにあらざれば其之を採用するに方つても相當の資格を備へたるものを得んことを欲するは予輩の希望なりと雖も我國の如き未だ婦人の斯道に近邁するものも少なき現時に在つては其適任者を得るに困難あるか如し去れば之れか採用試験科目を制定せられたればとて其奏功少なかるべしと信す本會亦其必要なものとし各地適宜説に決せり

(未完)

## 敢て識者の猛省を促す

孤山生

改正看守設置程度は愈四月一日より活動しつゝあり而して此機會こゝ戒護上に於ける總ての宿弊を脱却し更に進歩的精神を注入するの時機なり此時に當て職を治獄に奉する者自己の任務を輕し自然の成行に放任するか如きとあらば機會は人を待たず再び此の如き好機を得る能はざるへし爰に余輩の最も遺憾とする所のものは此監獄大變革に際し看守勤務法たる骨髓の法例改定せられざりしの一事なり之か改定を爲さざるは其必要を認めざるに依るか將た廿二年訓令第廿九號看守以下分掌例あるを以て足れりとせしか若くは典獄の腦髓に一任するの考按なるか余輩此點に就き疑なき能はず行刑の統一公平は監獄改良唯一の目的に

あらずや監獄費國庫支辨論の起りたるも亦主として此點に在りと信す監獄の眞否は一に看守の手腕に繫り監獄の機關として重要なは看守を以て第一とす從て看守者の勤務法の如き獄務統一の要件として全國齊一ならざるへからず廿二年の訓令あるか故に不必要と謂ふか如きは冷淡も亦甚しと謂はざるを得ず希くは眼界を廣大にして當年今日の監獄實想を見よ彼の看守分掌例を以て盡し得たりと謂ふへしか試に規定の事項と實際とを對照せよ蓋し思半に過ぐるものあらん若し之を典獄の適宜に任せんか各府縣悉く區々に涉り延て遇因上に及ぼす影響は亦謂ふに忍ひざるものあらん

余輩の聞く如くんは四月以降押丁殆んど全廢の今日に於て依然として看守を普通事務に従事せしめ其補欠として押丁を戒護に充用し其甚しきは人員欠乏を名とし看守をして押丁同一の卑賤の業に當らしめ敢て顧みざる者ありと是何等の怪事や苟も其職に誠忠なる者は慷慨一番せざるを得ざるなり抑も看守設置程度を變更し押丁を減し殆んど皆無と爲したるは其要何處にかある戒護者の威嚴を高め彼れ罪囚をして嚴肅なる制馭の下に服せしむるの目的たるや余の言を俟たざるなり加之ならず看守人員は拘禁男子の數を基礎として定められたるを見れば普通内勤事務に従事せしむべき者にあらず否従事せしむべからざるものなるや明なり然るに之を内勤事務に服さしめ押丁をして檢束戒護に當らしめ或は看守をして押丁同一の業務を執らしむるとは不幸にして此の如き弊風持續するあらば看守設置程度の變更は終に水泡露餅と化し去らんのみ素より此等は法の罪にあらずして執行者其者の罪たるへしと雖も亦之を爲し得ざらしむるは監督者其責を免るゝ能はず又之を全國齊一にし嚴且密なる監督を施さんとせば勢ひ看守の勤務法を改定し嚴格なる

### 歐米監獄要録

軌道を設けざるへからは余輩の看守分掌例改正を希望する所謂なり敢て識者の猛省を促す  
底是れ丈けの小吏員にては整理方相付き申間敷と  
存候

●萬國監獄會議に出席の爲め出發せられたる小河滋次郎氏より本月二日付小野田警保局長宛の書面香港より到達せしよし其中に左の一項ありたる趣以て同地監獄の一斑を知るに足れり

當港若後不取敢上陸中川領事の紹介を得て當地監獄一見致し申候建物之完整なるには今更の如くに目新敷く感し候得共遇因諸般の件に就ては是れと申し格外耳目を新たにす者も無之哉に概見仕候尤も吏員の少數にして典獄自ら筆を取りて帳簿を記録する等の事は大に注意を與ふるに足るの價値ある點と被存候拘禁囚員は四百五十名餘、事務官吏として典獄の外書記二名内一名は支那人にて其本務は拘禁支那人の譯官との事に有之看守長は一名にて看守の數は割合に稍々多數なるやに相覺へ申候何様事務の簡便にして吏員を要するの少數なるには敬服の外無之本邦最少の支監獄にてても到

共に獨逸に留學するもの此内にて小生は第一船に強き方とは不思議の事に候一行一人の佛語を解するものなし然かも未だ一の失策もなく一の不自由なきが故に佛語を勉強する氣にも相成不申毎日放談高論に無聊を消し居り候昨日香港若後直ちに上陸不取敢中川領事の紹介を得て監獄に參り參觀を乞ひ申候監獄は警察署及裁判所に隣し山の中腹に在り古建物ながらも五階立の大建築宏大なるには田舎者をして先づ一驚せしむるに足る典獄は五十前後の老にて一見穩厚なる人物なるを知るへく大に小生の參觀を歡び何呉れと親切に待遇致申候只残念なることには通譯不完全にて問答十分一の眞を盡す能はず餘り齒痒さに小生自ら不完全なる英語を使用否寧ろ製造して相通するを得候始末にて事務上等の事は到底眞象を採知する能はず小生參觀の折は丁度典獄先生自ら犯則を取調中にて當日犯則の告發を受くる者七人あり何れも談話の禁を犯候もの、由にて中に一人戒護者を嘲弄候もの有之剛腹にして其罪に服せず遂に告發看守の對決となり相互の辨難恰も法庭に於て原被相争ふが如し典獄は遂に有罪を認め減食二日に處するの言渡

●左の一篇は小河滋次郎氏より久米内務省參事官に宛て送り越されし書東にして前項香港監獄の實況を知るに稍詳を盡したるものなれば久米氏の承諾を得て茲に其全文を掲載せることゝなせり

拜啓時下益々御清勇可被爲在奉敬賀候却說小生事出發前後は何角御懇情を蒙り感泣之外無之奉存候引續き海上平靜神戸長崎上海を経て格外の船量も病をす昨二日午前當地着仕候長崎にては大森知事水上書記官山室典獄等にも面會仕候得共滞在少時間にて監獄すら一見も不仕勿々乗船上海に到るの間風波荒く多少難義仕候上海には上陸危險なりとの注意を受け碇泊二日空しく船中に蟄居致申候跡にて上海より乗船致候日本人有之摸樣相尋候處危險杯の事は毫も無之との事にて大に残念致申候上海より當地に到るの間は多少の風波有之候得共最早船に馴れて少も苦痛を感じ不申大に強く相成申候一行四人一人は工學士一人は農學士一人は學生

を爲す當該囚は之れに服せず頗りに抗辨して止まず看守は遂に典獄の面前を辭し去るも遂に尙ほ止まず一旦溜所に歸りたる後再び飛び出で、典獄の面前に訴へんと欲し痛く看守に叱責せられて止むなぞ隨分奇觀に有之何處も同じ様なるものと感し申候犯則の取調終りて次は前日新入したる囚人に面會此にて典獄自ら其氏名年齢等を身分帳簿様のものに一々記入致し申候其次は明日放免する者に面會是は四人計り有之別に善後法を説示するでもなく唯帳簿に照して其人物を一見候までの事にて至極簡單なる者に候右終つて典獄の案内にて各監房工場(工場と云ふて別に「バカコレ」休のものに非ず監房の外の軒下を以て之に充るなり)等を見二ヶ月以上の囚人は大抵各個分房に別居せしめ支那人は重に例の空車を監獄内にて曳かせ洋人は鉄丸及び罪石を工場に於て一時間半交はる々々に運搬せしめ申候鉄丸は一個の量二十四ポンド罪石は各個九十ポンド罪石の方は二人にて相持に運搬せしむるもの隨分懲苦にはなるべくとは被存候得共乍去自ら勞苦を寛和するの法其内に存するものゝ如く例へば一點より他の點に至る必ず相關

を打ち調子を揃へ一齊の歩調を以て一整の動作を取り候間外見は寧ろ愉快らしく相見へ勞役の當人も左まで苦しくあるまじくと察せられ候空役の夢さめぬ悲しさは氣の毒の至に候懲罰は殆んど減食一通りとの事に候得共此の減食なるものは暗室に於て執行候事故本邦に於ける減食と暗室（屏禁室の一層嚴にして暗室の稍寛なるもの）の併科せるものと同じく随分苦痛を相感じ可申二日以上に超加して繼續執行するとは稀なりとの事に候清潔法は思ふたほどには十分ならず併し是は無理にはあらざるべく御承知の通り拘禁囚の七分通りは例の不潔支那人二分通りが洋人一分通りが印度人の割合人間らしき清潔を保たしむると既に非常の困難に可有之況んや監獄的眞率の清潔を保持せしむるの至難なるは言外の事と存候

紀律の點固とより本邦の嚴正なる比に非ず巡回中禮式の號令を掛けられて慌てゝ起き直るものあり全く氣付かずして横臥する者あり熟睡する者あり一々看守より御眼玉を喰へ看守は典獄に對して何か言ひ譯する杯歴然皆是れ親睦する處の觀心ねかしく或は申候總囚と未決と併せて四百八十人前後

中なるを以て止むを得ず兵卒及囚人を使役して是に充つるとの事に候得共未だ囚人の波止場に勞役しある者一人も見當り不申候炊者洗濯者杯は割合に随分澤山使役致し居る者の如し拘置監などは凡て囚人を使役して雑用に從事せしむ病室は清潔なり重病人は更になしとの事臥具杯も至極清潔に見受け申候短期囚は多く監房に雜居せしむ一房五人中に未定年幼年囚の混同するあるを見る拘置監は大概一房一人なり人數か少く裁判所と接近しある故至極便利あるものゝ如し支那人の新入する者數名あり身体検査衣類點檢置の實況を見る其不潔の甚しき本邦に於ける乞食よりも尙甚し本邦に於て新入者の衣類の不潔なる領置主任の迷惑なる實に氣の毒に存じ居り候處此の支那人の新入の實況を見ては中々言語同斷の事にて扱ひ人の迷惑豫想の外なるべく候監獄を參觀せし同行者の中歸後襟に「シラミ」のどつ付き居るを發見致候是は多分監獄に於て支那人新入の實況を見物せし時に存負つて參つたものとの斷言に候監獄に於ける一種の臭氣酷だ本邦に於けるものに似たり看守は多く洋人と印度人を使用す支那人は壹人もなし巡查には多

なりと號す内二年以上の重囚は六十人のみなりとの事にて矢張り二ヶ月以上二週間前後の短囚が多數との事にて多く監獄を常住とする罪族なりとの事にて候囚人の中民事囚一人あるを見申候是れは自債を辨償し得ぬ爲めにどて洋人にて立派の紳士體の者白衣を着し何も仕事は致し居り不申候洋囚は總て髭を貯ふるとを許す（尤も髭の方は剃らしむとの事）支那人は無論辨髮其儘に候典獄の咄に辨髮は繩の代りとなりて大に便利なりとの事に有之是は左もあるべくと存候街上散步ノ際巡查の支那人を押送するものを見候へしに何れも辨髮を捉へて腰繩に代用致し居り申候至極の便利と存候囚人の食物は洋人支那人印度人各々別種に有之なか）美味を與へ居り申候印度人の食物は或る一私人をして賄ひ居らしむるとの事作業の製産的なるものは活版、製本、踏工、裁縫、木工、繻織、鍛冶工、シル繩（是れは船に用ふる者にて重に短期囚をして房内に於て之に従事せしむ恰も本邦に於る鋳工と一般なり）位の處にて本邦監獄の作業に比すれば實に見る影もなし中川領事の咄に目下香港にては波止場入足が「ストライキ」を起し罷工

く支那人を見る何故に支那人を看守に使用せざる者にや聞き漏し候印度人は骨格中々に逞しく色の黒いと云ふ斗りにて「案山子」には寧ろ洋人に優るの觀あり然るに此の印度先生がらに似合はず弱虫の由にてこつちから少しく強く出れば忽ち小さくなつて泣き出し候由にて土地のものは印度人を指して一般に「ウド」の太木と申し居り候如何に容貌が善くても是れでは始末になり不申候何れ賃銀でも安いから使用する位の事に可有之候ざるにても多數支那人を拘禁する處にて支那人の看守を使用せざるは合點行さず不申若し支那人を使用候て最少敷紀律を勵行するを得べく候と被存候事務は至極簡便の模様にて事務者として典獄の外僅に書記二人あるのみ此の二人の内一人は支那人にて是れは重に支那人の通辨に従事するもの多くの事務は書記一人にて相勤め居り申候典獄先生自ら筆を取て一々名簿の記録をなす杯は本邦の典獄に比しては優れる者ありと被存候四百五六十人の拘禁囚となれば随分簡便にして出来ぬ事は有之間敷候得共さるにても僅に二三人にて整理し得るとは誠に不思議の事に候看守長は壹人看守は割合に多數なり思

ふに看守をして事務に従事せしむると必らず多からん歟所謂受持看守の制にて其の受持部内に於けるすべての事大概は此看守をして整理せしむる者なるべし典獄室は中々立派なものにて是丈は典獄としての誠は蒲山敷事に候しかし典獄の本務を見るときは多く普通の事務室に書記と卓を並べて執務するものよし典獄室に居るは執務時間三分の一位どの事三分の一は事務室三分の一は巡回三分の一は典獄室接客は多く典獄室に於ては官宅も立派のものありとのとなれども参り不申夜分になつて寸暇があつたら官宅に來訪して呉れとの咄しなりしが遂に果さず香港一般の景色壯又壯なかく横濱の比に無之候尚ほ色々申上度事御座候得共出帆の時刻迫り郵便に付する時間に後れ申候間是にて擱筆仕候勿々敬具

久米 師 臺  
侍 史

香港船中にて  
小 河 生

せざる可らず、雖然余に於ても君に於ても前號の紙上充分意のある所は盡したりと思へば今更茲に字句、片言を捉へ來て喋々するは甚た大人氣なき次第なれば余は本文限り愚言を重復せざる可し、若し余の論文中君に對し禮を失するの語句ありたれば謹て君の海恕を乞はざる可はず、  
近來監獄改良の聲高く、而して其が運動も大に見る可きあるの今日、互に青年の齡を以て斯業に志し、且つや斯業に投身するを得たるは國家の爲に祝賀せざるを得ず、請ふ君よ幸に清健なる身を以て將來愈斯業、革進の爲に執掌されんと萬望に堪へざるなり、余思ふに監獄改良て人聖業の神髓は先づ健全なる思想、公正なる主義を唱道するにあり、主義明に思想健かにして然後其が運動に好結果あるは古今の歴史に徴して明かなり、今更余が喋々を俟たざるなり、故に少くとも奮き分子、奮き思想、奮き酒母、は寸間片時も我監獄界にあるを許さず、此方面に向つて力を致すは我等青年の責務なりと信ず、請ふ君よ將來斯業の爲に相提携して斯聖界に立つを許せ、不肖幸助斯業に熱心する茲に年ありと雖、不敏にして一事の爲すあるなし、而今尙寒貧漂流の一書生なるを思へば

海外通信

●再ひ印南君に與ふるの書

於華約克監獄協會

留 岡 幸 助

印南君足下  
余は昨年十二月刊行の監獄雜誌第五卷拾貳號を以て君が寄稿にかゝりし作業論殊に北海道集治監炭鑛業に就き妄評を試みたる處幸にも一月刊行の同雜誌を以て慇懃なる貴答を與へられ、欣喜措く能はず、余は君に一面の識あるものにあらずと雖君の高義に感佩せざるを得ず、君の答文中異議の點なきにあらずと雖余は君に向つて最早論戰を試むるを好まず、如何んとなれば余が主として反對せし北海道集治監炭鑛業は昨年十二月三十日を以て全廢せられ、加之貴答該業につきては君は余に同意せられたればなり、勿論監獄作業の刑罰的分子を含むや明かなることにして、不肖余と雖現刑法中監獄作業につきての趣旨位いは識得せりと雖、作業を自由刑に附帯せしむれば刑罰てふ旨義につきては君と余は大に見解を異に

通 信

身の不敏を憾まらずんばならず、必ずや將來君の啓發を乞ふと多かる可し、幸に君余を教ゆるに吝かなる勿れ、聊か所感を筆して坐右に呈す、  
再ひ言ふ妄評の如きに至りては大に君の海恕を仰かざる可らず多罪々々、

●叙任及辭令

- 任 山形縣參事官 内務屬 笠 井 信 一
- 叙 高等官七等 北海道集治監書記 千 石 徹
- 任 北海道集治監分監長 千 石 徹
- 釧路分監詰を命す
- 北海道集治監分監長 八 田 哉 明
- 十勝分監詰を命す 市 野 得 心
- 兵庫縣教誨師を囑托年俸三十圓給與 野 田 勇 健
- 龍野監獄支署勤務を命す
- 兵庫縣教誨師囑托年俸六十圓給與

通信

監獄署勤務を命ず

兵庫縣監獄署勤務教誨師 渡邊龍嶽  
依願教誨師囑托を解く

看守 福頼梅三郎

任兵庫縣監獄書記月俸拾壹圓給與

看守部長を命ず 同 吉田富太郎

給九級俸 烏根縣看守長 石橋吾老

引野信夫

任烏根縣監獄書記給月俸九圓

監獄署在勤を命ず

戸津川啓次

任烏根縣監獄書記給月俸八圓

濱田監獄支署在勤を命ず

烏根縣監獄書記兼看守長 大臈則義

給八級俸

西郷監獄支署長を命ず

烏根縣監獄書記兼看守長 小林代作

任烏根縣看守長兼監獄書記給九級俸

西郷監獄支署在勤を命ず

烏根縣監獄醫 植村時藏

同 原長之助

職務を解く

松江病院醫員 淺野美穗

烏根縣監獄醫を命し月俸拾六圓給與

烏根縣監獄醫 佐野珠悦

月俸拾四圓給與

同 監獄醫 佐々木惟朝

依願職解

財満久一

烏根縣監獄醫を命ず給月俸拾四圓

烏根縣監獄醫 富村金次郎

給月俸拾六圓

岡山縣監獄書記 和田宗親

第一課長を命ず

同 監獄書記兼看守長 安田順吉

非職を命ず

同 看守 岩越義爲

任岡山縣監獄書記

同 同 山田英

同

監獄醫 鳴井久米五郎

依願岡山縣監獄醫を免す

兵庫縣尋常師範學校書記に轉任

●精勤証書附與

○兵庫縣

監獄署勤務 看守 山室啓四郎、佐田諸吉、城他人

兵庫分監勤務 同 伊丹延次郎

姫路監獄勤務 同 手塚小傳次、深津圭三郎

洲本監獄勤務 同 増尾多喜郎

豊岡監獄勤務 同 徳力覺三郎

笹山監獄勤務 同 河合柳吉

○佐賀縣

看守 平野重昌

同 紀伊高致

同 竹下庄三郎

同 今泉利八洲

●看守教習卒業

○烏根縣

看守 清水豊太郎

○佐賀縣

看守 石橋竹一郎

同 古賀巳之吉

同 高橋惟春

同 古川淺吉

二十

通信

監獄署勤務を命ず

兵庫縣監獄署勤務教誨師 渡邊龍嶽  
依願教誨師囑托を解く

看守 福頼梅三郎

任兵庫縣監獄書記月俸拾壹圓給與

看守部長を命ず 同 吉田富太郎

給九級俸 烏根縣看守長 石橋吾老

引野信夫

任烏根縣監獄書記給月俸九圓

監獄署在勤を命ず

戸津川啓次

任烏根縣監獄書記給月俸八圓

濱田監獄支署在勤を命ず

烏根縣監獄書記兼看守長 大臈則義

給八級俸

西郷監獄支署長を命ず

烏根縣監獄書記兼看守長 小林代作

任烏根縣看守長兼監獄書記給九級俸

西郷監獄支署在勤を命ず

烏根縣監獄醫 植村時藏

同 原長之助

職務を解く

松江病院醫員 淺野美穗

烏根縣監獄醫を命し月俸拾六圓給與

烏根縣監獄醫 佐野珠悦

月俸拾四圓給與

同 監獄醫 佐々木惟朝

依願職解

財満久一

烏根縣監獄醫を命ず給月俸拾四圓

烏根縣監獄醫 富村金次郎

給月俸拾六圓

岡山縣監獄書記 和田宗親

第一課長を命ず

同 監獄書記兼看守長 安田順吉

非職を命ず

同 看守 岩越義爲

任岡山縣監獄書記

同 同 山田英

同

監獄醫 鳴井久米五郎

依願岡山縣監獄醫を免す

兵庫縣尋常師範學校書記に轉任

●精勤証書附與

○兵庫縣

監獄署勤務 看守 山室啓四郎、佐田諸吉、城他人

兵庫分監勤務 同 伊丹延次郎

姫路監獄勤務 同 手塚小傳次、深津圭三郎

洲本監獄勤務 同 増尾多喜郎

豊岡監獄勤務 同 徳力覺三郎

笹山監獄勤務 同 河合柳吉

○佐賀縣

看守 平野重昌

同 紀伊高致

同 竹下庄三郎

同 今泉利八洲

●看守教習卒業

○烏根縣

看守 清水豊太郎

○佐賀縣

看守 石橋竹一郎

同 古賀巳之吉

同 高橋惟春

同 古川淺吉

二十一

通信

看守 内田與四太郎  
 同 江口安一郎  
 同 横尾林三  
 同 古館熊太郎  
 同 福山又吉  
 同 北村欽一  
 同 深見一熊  
 同 西岡峯吉  
 同 石丸榮太郎  
 同 平川常四郎  
 同 小野今吉  
 同 樋渡藤一  
 同 林茂太郎  
 同 徳久類吉  
 同 三瀬徳太郎  
 同 北島保一  
 同 古賀太三郎  
 同 陣内勝弘  
 同 轟木熊男  
 同 青木穂太郎  
 同 野田俊郎

○栃木縣

看守 山口清市  
 同 犬塚晃彦  
 看守 鈴木喜市  
 同 飯島忠作  
 同 山田精作  
 同 長島禎作

○岡山縣

看守(優等) 鈴木謹爾  
 同 佐藤喜造  
 同 坂本喜亮  
 同 花房新吉  
 同 井上隆男  
 同 小坂秀治  
 同 淺沼實  
 同 富山喜作  
 同 菅喜三郎  
 同 綾野榮  
 同 難波國太郎  
 同 福本貞吉  
 同 坪田虎吉

看守 神尾庚平  
 同 佐藤鑑光  
 同 戸部大三郎  
 同 末高壽  
 同 秋山福太郎  
 同 梅原薫  
 同 鞆巳三郎  
 同 原金  
 同 淺野定次  
 同 景山勇太  
 同 矢吹栗一  
 同 石原悦太郎  
 同 小野田喜十郎  
 同 柳瀬又次郎  
 同 西村忠一郎  
 同 高橋吉郎  
 同 木本確太郎  
 同 小松原正章  
 同 嵐早小吉郎  
 同 岸本芳太  
 同 淺野金次郎

●三池集治監在監人

死亡者追弔會

(煙外居士投)

看守 萩野 武  
 同 千原誠之助  
 同 池田佐一郎  
 同 久田元太郎  
 同 大山復次郎  
 同 川上菊次郎  
 同 鈴木重義  
 同 野崎 益  
 同 水島可也  
 同 兒玉順三郎  
 同 笹谷角太

客月廿一日第二回の合葬建碑成りたるに依り全監附設以來の死亡者總數六百三十四名の追弔會を附屬墓地に於て舉行されたり本日は近傍兩本願寺派僧侶十數名會同叮嚀なる讀經あり又典獄以下一二名祭文朗讀幽魂を弔せられ有志者の參列殆んど五十名あり今典獄其他の祭文を得たれば左に  
 人豈悲みなからんや而て死の悲みより悲しきものあ

通信

らず况んや不幸死して之を葬り之を祭るの親戚知友なきものに於てれや思ふに此等は終天の怨を呑て地下に瞑する能はず幽魂空しく歸する處なかるべし誰か之を痛み之を悲まざるものあらんや

語に曰く君子は其罪を惡て其人を惡まずと嗚呼死者將た何の罪かあらん縱令ひ生前法網に罹り囹圄の裡に呻吟せしものと雖ども齊く是れ同胞たり而して死後之を顧るものなきに至ては其不幸悲まざらんと欲するも得へけんや

今茲に本監在監人死亡者第二回合葬碑成るに及んで死者惣員六百卅四名に對し退弔會を舉行す嗚呼幾多の幽魂昏冥途に迷ふもの希くは迷界を脱離し悠然永く九泉の下に瞑せよ法師讀經有志の士參列茲に清奠を薦む靈平靈髣髴來饗けよ

明治二十八年三月廿一日

三池集治監典獄管井誠美

維時明治二十八年三月廿一日三池集治監在監者の亡靈退弔會を舉行せらる依て告ぐ

本監開設以來既に十星霜餘を経過し此間に於ける死者の總數殆んど六百三十四而て明治廿四年第一回の合葬を爲し本日第二回の合葬建碑成れり顧るに此に

露風前の燈火も甞ならざるなり晨に桃李紅顏の装ひあるも夕に獨り骸を郊原の苔下に埋む親く語を交へし芝蘭の友も遠く野外に送りて徒に鴻雁の月下に訪ふあるのみ人生此暗澹たる悲境に遭遇す最も哀むべきなり况んや身は鐵窓の下に縲紲の苦に繋かれ風寒月冷かなる夕將に死に瀕せんとし憂愁煩悶の裡往事を追想し舊惡を思念せば爲に血涙を流して哀を天地に請ひしもあらん或は刑期の滿るを待て多年老親を暗涙の淵に泣かしめし悲恩に酬ひんとし妻子を饑渴の難に苦めし情を慰せんと期したるも空くなりしもあらん或は其家亡んで其祀絶へたるもあらん其慘狀一々縷述す可らざるなり是余か亡囚の事を思ふ毎に未曾て殊に悲哀の情を催さずんばあらざるなり今や政朝生民撫育の深き本監吏員諸氏の仁慈の厚き此法廷を設け盛に奠を布き恭く神明佛陀の冥護を祈り以て亡囚の遺靈を慰せんぞ亦以て瞑すべきなり嗚呼幾多亡囚の遺靈よ尙くは彷彿來りて遙に 天恩の辱さを拜し奉り以て此典を饗せよ

本派本願寺出張知恩社幹事 間山正秀

埋葬せる死者の總ては曩に王法を犯して囹圄の身となり遂に生命を亡るものなり斯の如き造惡の所業は甚た之を惡むべしと雖も却て其人は憐むべし之れか原因を探れば悉く一朝の迷妄に歸せざるなし豈痛ましからずや落花風の定まるを待たざるか如く死生命あり業果夙に定まるとは云へ凡ら人生の不幸死に過きたるはなかるべし而も况んや死して其歸する所を得ず空く昏迷の途に迷へるものに於てれや思て此に至らば潜然として誰か坐るに愍然の情なからんや即ち此の至大の不幸に沈淪するもの 在監者幾多の幽魂にあらすして何ろや是に於てか本監典獄は十數の法師を招請せられ有志者參列時羞の奠を設け讀經以て死者總ての佛事を修められ今や香花映芳し清淨自然に備はり茲に初めて法海の波に浮へるか如し嗚呼數多の幽魂よ何等の冥福か之に如かん正に知る迷界を脱し以て解脱の域に歸せる事を請ふ颯然として來り之を享けよ

三池集治監書記安松虎雄

維時明治廿八年三月廿一日日本監死亡囚徒退弔合葬の典を執行せらる予幸に茲に列するを得たり豈一言の弔辭なきを得んや嗟噫夫れ人生の無常なる草上の朝

雜錄

●工錢に關する諸規定に就て

(承前) 龍 涯 生

予輩は前號に於て工錢の費消を許されたるものは則ち父母妻子の扶助(一)正當の費用(二)食物の購求(三)の三種に限定せられたるを論じたり、今其費消し得べき種目の是非は茲に之れを論せざるべきも予輩は何故に貯蓄工錢の額を明記せざるやを怪しむ、若し工錢の性質にして生業の資となさしむべき一片の理由ありとせば此理由を貫かんが爲めには其額を明記し其範圍内の工錢は決して彼等をして費消せしめざるを要するに非ずや現に露國の監獄則草案及び佛國監獄則白國刑法には其貯蓄工錢の額を明記し以て工錢の性質を具備せり、此點に於ては我監獄則は下位に在るものと謂ふべし

參照

○露國監獄則草案

感化場にあるもの(則ち七ヶ月乃至一ヶ年の刑罰者を拘禁す)

第七十條 其工錢の三分の二は場の収入三分の一は囚徒の所得たるべし但し囚徒の所得は唯其放免後に於てのみ之を使用することを得るものとす(第二項)

懲戒場に在るもの(則ち一ヶ年乃至四ヶ年の刑期者を拘禁す)

第八十條 此工錢は三分の一は囚人の爲に之を貯蓄し置き三分の二は獄の所得とす(第三項)

○佛國監獄給養法品行及規律に係る決議書

第二十四條 囚徒の工業より生得したる金額は獄則に因りて貯金局に之を預け其の半額を以て禁獄中の諸費とし他の半額は放免時の資本金として與ふ

○白耳英國刑法

第十五條 囚徒が勞役に依て得たる賃銀の一分は之を官に貯蓄し滿期出獄の時若くは出獄後給與の定期に至りて之を給付すべし監役囚は其賃銀十分の四を給し懲役囚は其十分の三を給し餘は皆官に取納す官より右貯蓄金額を以て其受役中の用に供すべく若くは其親屬に於て要すべき事故あれば之に給すべし

第二十七條 凡そ囚徒の懲治監中に在て執る所の工業より得たる賃銀の一分は其囚徒をして幾許の便を得せしむる爲めに直に之を給與し他の一分は豫め官に貯へ置き以て他日出獄の時に際して之を給與し生業の資本とせしむ蓋し獄中に在て直ちに給與せらるゝを得るは其惡正歸善の徵候ある者に非ざれば決して許可せず此給與すべき資産の全數十分の五に超過す可らず餘は皆官に没収すべし

囚人の親屬若し必需の事故あれば官に貯ふる所の半額を以

からず

若し貯蓄工錢を設くべしとすれば如何の規定に依り如何の性質を具備せざるものなるか、予輩は左に鄙見を述べて識者諸氏の教を請はんと欲す

(一) 各囚人の貯蓄に歸すべき工錢額は給與工錢の百分率に依りて定めずして總囚人に對し同一の定數を以て定むるを要す、則ち貯蓄工錢の額は給與工錢と些末の關係を有せざらしむべし、何となれば若し其給與工錢の多寡に依て増減すとせば獨り勞務を多くしたるものは其額多しと雖も勞力の度渺なきものは其額も亦渺なきに至るの憾あればなり

(二) 以上の定數は刑の輕重の等級に從ひて進退し刑期の短かき者に對しては之を多くして囚人に利益あらしめ、刑期の長きに從ひて之を減するを良法とす、何となれば最も重き刑に處せられたる者は其貯蓄工錢完きを致すに多時を要するを以て遂に積りて多きを致すに至るも輕き刑に處せられたる者は容易に其額に達すること能はざればなり

(三) 貯蓄工錢の總額は其必要の程度を計りて其最多の額を定め決して之を超過せしむべからず、

て之に付與するを得べし

予輩は實に工錢給與の性質を具備せんには斯の如く貯蓄工錢の規定あるを必要と信ず、議する者或は云はん我邦に於ても亦貯蓄工錢の規定あり則ち購給食物の範圍を制限して領置工錢の半を過ぐ可らずとしたりは是れ所謂他の一半を以て貯蓄工錢に充てたる規定ならずやと、然り食物の購給に就ては工錢の半を過ぐ可らずと雖も其他父母妻子の扶助若くは正當の費用の爲めに消費し得べきを以て場合に依りては或は工錢の全部を消費し加之ならず所持金をも拂盡くすことを得べし、今實際各囚人に就て之れを見ても其工錢の半額を全然所有する者稀有にして多くは之れを以て他の費途に充てんことを苦慮するもの如し、斯の如くして如何に工錢の目的を達し得べきや、惟ふに錢なく金なく又他の資産なく飢餓と衣食に迫らるゝより遂に已むなく罪惡を復びするの境遇に陥る者決して渺なからざるは實際家の能く知了する所なり、殊に此輩は刑期短小なるを以て從て得る所の工錢も亦渺なきが故に愈々此滯連を致すは事實なり茲を以て彼等を罪惡の渦中よりして救出せんとするには少なくとも貯蓄工錢の規定を設けざる可

固と監獄に於て貯蓄を爲さしむる所以のものは公益の爲に其放免後の準備を爲さしむるに過ぎざれば其目的を達するか爲にのみ金の積立を爲さしむべし之を達するに充分なる額を積み得し後に於ては其目的は既に達し了れるを以て最早之れを爲すの要なきなり

放免後、職業を求め得るには幾何時日を要すべきか職に就くには如何なる器械を必要とするか、住所に歸るには幾許の費用を要するか、衣服は如何、旅行準備の費用の如何等は實際の需用と著しく差異あるべからざるを以て其貯蓄すべき金額か最上限は能く實際の事情を討査して之を定むるを要す

以上は固より現行刑法の範圍内に於て立論したるものなり能く之を監獄則又は細則として規定するを得べく且又一片の訓令として達示することを得べし、或は歐洲諸國の如く刑法をして工錢の給與を監獄則に一任せしむる尙一層可なりと雖も、若し法律を以て規定する以上は嚴に貯蓄工錢の額を定むることを得必ずしも以上述べたる窮策を用ゆるに及ばざるべし、此點に付ては予輩讀者諸君の諒知を請はざるを

得ず  
故に工錢の性質をして一面貯蓄の資に供せしめんが爲め或一定の額を定め置き其額以外のものをして自由で費消せしむべき者と爲すを可と信す則ち規定の方法をして現行の如く費消し得べき工錢のみにせずして貯蓄すべき工錢額をも併せて規定するを要す。終りに臨み予輩の聊か評論を試みんとするものは現行監獄制第二十四條の規定是なり、逃走したる者の預置貨物を没収せしむるは甚だ善し、然れども工錢の没収をして滿一ヶ年経過したる後引受くるものなきに際し始めて行はしむる如きは工錢給與の性質に背戾すべし、予輩は前號處罰條件の一として之を詳論したることあるを以て今茲に論究せず尤も是は刑法改正の後ならでは監獄則を改正すること能はざるならんか、

以上大体、工錢に關する諸規定に就て鄙見を述べたり、其説の正否は讀者諸氏の賢明なる腦智に依て判断せられ得べし、唯希ふ所のものは若し予輩の説にして過誤あらば猶豫なく教誨の勞を執られんことを局外の迂生徒らに空論を譏弄して快を呼ぶ、固と斯事業は互に協力するに非ずんば其發達を促すこと能

入位の割を以て配置しありし押丁か取扱ひ來りし事務の大要は複雑種々ありと雖も要するに就役四員に對する日課簿の記帳計算を首とし素品製品の受拂等繁忙極りなく常に餘暇あらざるが如き實況なりし、右の如く凡一工場凡四員百名内外に對し一人の押丁を以て能く工業に關する事務に醒醒し日も尙ほ足らざりしにも拘はらず今回實施の訓令に依れば押丁を工場に配置するか如きは到底望むべからざるのみならず工場一切の事務は工業擔當の看守及び授業手(若しありとせば至極便利なれども)に於て處理すへきこと勿論にして此工業看守配置の如きは從來押丁の人員の如く多くを置く能はざるは素より免かるべからざる數にして勢ひ二三の工場を兼務せしめざるべからざるなり、然り而して此工業看守なるものは一意専心作業事務のみに従事し得るかと云ふに決して然らざるなり、或時は戒護者となり其餘閑を以て日課簿及び一切の整理を爲さざるべからず、凡う作業の事務たるや外面より之を見れば平易簡單何人にも其責任を盡し得へしか如しと雖も其實際に就て之を観察すれば決して爾かく簡單平易なるものにあらず實に複雑極りなきものなりと云ふも決して不可

はざるを知りたる慧眼諸君は少なくとも提撕の勞を惜まざるべし

●押丁減員令の實行に就て

果然斯くあるべしとは斯道職者の嘗て豫期せし所にして敢て或は之を怪しむに足らずと雖も本年四月一日より實施相成りたる二十七年内務省訓令第一號の女監取締及び押丁の人員減少の事は是れ然り而して本訓令に依れば女監取締に關する事は姑らく置き押丁の定員は従前に比し著しく減少せられたるは實に掩ふべからざる事實にして此減少したる押丁が皆て取扱ひ來りつゝありし職務は誰か之を處理すべきやと云ふに予輩は斷して當然看守諸君の分掌に歸したることを知る亦た一面看守の定員に幾千の増員ありたりと雖も此減員したる多數の押丁か兼て扱ひ來りたる總ての事務を今回増加せられたる僅々の看守をして支障なく處理せんことは寔に困難事たるか如し、他事は備て措き此際此改正令實施に方り著しく差支を感じるものは從來押丁を以て各工場の事務を取扱はせ來りし地方に於て最も不便都合を感じつゝあるか如し何となれば從來殆んど各工場毎に一

ならざるなり亦た日課簿の記帳精算の如き素品製品出納の如きも最も正確なる記帳を要すること勿論なれば算數に通し書記に富まざるべからざるのみならず亦た能く注意、記憶に存せざるべからざる事多し然り果して此作業に係る一切萬事加ふに二三の工場を一人の看守をして受持たしめざるべからずと云ふか如きは殆んど將に困難なるか如し故に其完全遺漏なきを所期するも決して其詮あらざるなり、是れ差當り押丁減員に對し刻下不都合を感じる大要なるか如し然り而して之を匡救し作業上の進歩發達を圖らんに如何せば即ち可ならんやと云ふに作業係員なる作業事務の雇員を各工場に配置するを得ば最も可なれども若し之も能はずとせば作業専任の看守たるものを設け一工場若くは二三工場を擔當せしめ身柄は常に純然たる第三課僚たらしめ作業一切の事務に全力を盡さしむる様せば或は甚たしき遺漏欠獻なきに漏からんと聊か所見を述ふる可如斯し

●刑事被告人の接見に就て

被告人に對する接見は典獄の立會を以て之を許すへきものなり(但重罪裁判所に移すの言渡を受けたる

者は裁判言渡ある迄辯護人を除くの外其現在地の裁判所長の允許を受くべく密室監禁者は當該裁判官の允許を受くべし而して接見の際は在監人男子に係るときは看守長看守女子に係るときは看守長女監取締の立會を要す之れ監獄則及監獄則施行細則の命する所なり

然るに或地方の裁判所に於ては辯護人の請求あるときは出廷したる被告人(拘留せられたる者)に對し公判開廷前辯護人に接見を許し書記をして立會はしむるとの果して事實なりとせば裁判所に於ては如何なる規則に依て取扱はるゝものなるか予蓋は疑なき能はず勿論公廷内の取締權は裁判長に在るを以て公判開廷の上は格別なれども其開廷前に在る被告人に對する接見を許し書記に立會を爲さしめたる處置は裁判官に於て典獄の職權を侵すものにあらざるか縦令辯護人の接見と雖も規則上取除なき以上は前記の規則を適用し其接見は典獄に於て之を許し且看守長等をして接見に立會はしめざるべからずされば或裁判所の處置は辯護人の接見なるを以て事に害なしとするも規則上より論ずるときは蓋し違法たるを免れざるべし…實際家の意見果して如何

時に公廷に出し而も他の被告人に對して身体を拘束するは不体裁のみならず公廷の威嚴を害する虞なしとせず故に公廷に於ては總て被告人の身体を拘束せざるを善しとす予輩は此論を唱ふると同時に或人の云ふ如く論東上不都合なきを保せされは本件に關係なき他の被告人は留置場に置き公廷に出さる様に改められんとを希望す某監獄支署に於ては近來著しく改良を加へられたり今聞く所に依れば公判開廷の際に關係を有する被告人のみ公廷に出し其他は留置場に置き公判開廷に際し一々押送するに…年中より改められたりと云ふ他も亦之に倣ひ其勞を厭はず改正せられたし

●刑事被告人に自費を以て醫師を招聘するを許可するの可否

刑事被告人自費を以て専門醫(産科眼科整骨等)を招聘することを願出たる時は之を許可すへきか將允許すべからざるか此件に就ては全國各監獄に於て現時如何なる取扱を爲しつゝあるや予輩未だ其詳細を知らずと雖ども聞く處によれば監獄醫の外他醫を招聘するを許さずと果して然りとせば聊か愚見なきにあ

●公判廷に入るゝ被告人に就て

刑事の公判を開廷するに當り本件被告と共に關係なき他の被告人を公廷に入るゝ所往々之れある由今何故に斯ることをなすかと尋れば戒護者に於て一々留置場より公廷に出すは繁雜なるを以て便宜上一時に數人を出し置くものなりと而して公廷に數多の被告人を出し置くか爲め或は傍聽人に紛れて逃走し或は傍聽人と通聲し又は物品を授受する等の不都合ある由其故或人は本件の被告たる者を除くの外は假令公廷に在るも其身体を拘束し戒具を施すも敢て差支なきを以て嚴重に取締を爲すべしと云へり成程刑事訴訟法に於て被告人は公廷に於て身体を拘束を受くるべしと定めたる精神は公廷に於て審理を受け若くは宣告を受くる場合を指したるものにて他の取調を受けざる傍聽人に等しき被告人に對して適用する者にはあらざるべし然れども刑事訴訟法に於ては或人の云ふ如き無關係の被告人を同時に公廷に出すとば夢想せざりしものならんされは便宜否手数を厭ひて一

らす左に一言を述へ以て世の識者に質さんとす  
刑事被告人を無罪純白者視するは法理上の定論なり然らば則ち制規の禁せざる限りは成へく之に便利を與へ殊に其疾病に際りては充分注意を加え以て全快を圖らざるべからず今全國各監獄に於ける獄醫を見るに醫學士若くは之に相當するの眞醫なくして高等中學醫學部を卒業したるもの或は醫學試驗及第者多きに似たり是れ地方經費の許さるるよりして生したる結果なるべしと雖ども實際已に如此とすれば是等の醫師果して眼科産科整骨等専門技能を以て諸難病を治療せしむるの能力あるや否を考察せざるべからず是等醫師たる醫學的普通學科は學びたるものなるべしと雖ども僅々たる歳月に修得したるものなれば深淵を徹なる技術を量得したるもの蓋し兩夜星に一般ならん左れば之を専門的醫師に比較すれば恐くは數等の差違あるは疑を容れざるなり是等の點よりして推念せば現時の監獄醫たるものは先づ以て不完全なりと謂ふも過言にはあらざるを信す  
監獄則を按するに看守及傭人分掌例第三章醫師の職務第三十八條に曰く「典獄の指揮を受け在監人の疾病を診察治療し醫治に關する一切の事務に従事すべ

きものどす」と由是觀之監獄醫なる者は典獄の命令に従ひ診察治療をなすものなり元來監獄醫を置きたる所以の者は多數の囚人を診察治療せしむるを目的とすれば他より醫師を招聘するか如きは不便鮮からざるを以て竟に數名の醫師を雇入れしものなり故に在監者全体より言へば幸福と謂はざるべからず左れども諸の難病即ち産科眼科整骨の如き今日の監獄醫に於て悉く之を治癒せしむるを得るや否や是れ予輩切に聞かんと欲する處なり萬一有福なる刑事被告人監獄醫の不完全よりして生命を喪はんとを恐れ其醫を招聘せんとする場合に當り獄醫の名義なしとして之を許可せざるものとすれば刑事被告人を遇するに無罪純白者視するものと謂ふべからず監獄則の明文によれば敢て他醫を招聘するを禁したるとなし左すれば典獄に於て専門醫を必要と認むれば之を招聘するの至當なるを信す若し果して獄醫の辭令なきに依り他醫を招聘する能はずとせば一時典獄に於て臨機の處分をなして可なり若時日の許すあれば辭令を與ふるの手續をなして不可なるべしなり

切りにし謹慎をばらし暴行を加へ自ら城下を立退かんとす其企ありて足弱、婦女の下人には暇を出し焼艸を貯へ、艸鞋を買入る由、巷間の風聞喋々しく浮説區々にして人心益激昂し止まらず士民恐怖何となく之に備ふる用意怠らず老を扶け幼を負ひ家財を運び、近在へ立退く者あり實に高田の城下は名狀すべからざる次第に立至れり今にも事の起るを待つ者の如し官より之を制するに其事なきを以てすれば却て之を美作黨の官吏彼の策を助けて油斷なきしむる策とし益發動止まざりしと

二月二十日夜大風吹起り人々警戒怠らざりしに彌々今宵小栗家より下女俄に暇を出し立退き來れり驚破事起ると狂呼するものあり之を傳へて俄然紛雜を惹起し城下は紛々擾々として市民は立退き藩士は兇器を携て永見萩田等の邸に駆付け之を見て番頭先手頭の役々は輿力を引連れ持場々々を固め非常を警しむるに至れり其騒動繼るが如く嗽々として飛雪の中に東西奔走一夜を明かし永見等の黨は策の大早計に失し狼狽粗暴の跡を再び顯はしたり小栗の黨は之を聞くとも雖も素より何の企あるに非ず其陋劣輕躁を笑ふ而已にして之に應ずる舉動もなし只同黨の内にて大

●德川幕府裁判所の構成  
及び權限（承前）

是より双方の訴訟は主家の裁決になりしに同月十七日光長祖先の佛參を濟まして歸城後諸番頭を呼び謂らく此度訴訟の原因、隱居養子の疑ひにありといへども吾曾て其覺なし、今日幸ひ東照宮の御忌日故に弓矢八幡照覽を以て其覺なきを誓はん、諸士安堵し疑念を晴し後來相恨み隔意なく和諒し、再び無稽の虚説に煽動せられ、爭論、徒黨ヶ間敷儀あるましく双方和解し向後睦睦して相提携して忠勤を勵むへき旨誓紙を以て之を誓ふへしと命す後來萬一此意を違背する者は嚴科に處すべしと勸解の裁判を申渡し永見、小栗等の間に調和の策を強施し双方より誓紙を出さしめ一段局を結はんとせしなり

斯の如く調停の策を施したりといへども是れは小栗黨年寄役林内藏介等の主張する所にて永見黨はこれに満足せず尙物議ありて平和に歸するの期なし美作は人心の不折合を察し病氣と唱へ深く潛みて門を出てす茲に又一説をなす者あり美作令般の處置を憤り竊かに人數を催し大風の夜城下に火を放ち其機に乗じ反對黨首領株二三士の邸へ夜襲し一家主從を撫て目付役安藤治左衛門は馬を驅り登城の途すから永見黨の士に暴行毆打を加へられ危き中に辛ふして死を免かるゝに至れり茲に於て永見黨は先の誓紙を用ひず主命に隨はざる罪を得たり此煽動者は一門永見大藏家老萩田主馬年寄片山外記、中根長左衛門目付役渡邊九十郎等の罪として光長父子の深く憎む處となりたり

公儀及び親戚の關涉

茲に至て江戸表の聞へを憚り越後家より江戸表大老酒井雅樂頭忠清を始め老中へも内達し其指揮を仰ぎ親戚中松平大和守直矩、松平上總守近榮へ台命ありて其鎮撫の處置を爲さしむ大目付渡邊大隅守綱政等も大老忠清老中久世大和守廣久の命に隨ひ其取扱をなしつゝありしなり

美作は主家のためには己れに理あるも争はず表に柔順を顯し隱居退身し忤掃部に家を譲り、反對黨に執權を譲れり然れども君側を始め一藩美作の黨派多し故に美作の勢力暗々裏に存在しこれに加ふるに公儀より關涉あり故に永見黨の者政廳に立つとも雖も是迄播種牽連せし情實の弊、其除一洗、大更迭を行ふこと奈何とも爲す能はず諸士の不服動搖は依然治さら

ざりしなり其以來江戶往復其他時日を費し料理する  
 と雖も光長父子の意も満足せず只一家上下抗抵拮頡  
 する而已にて空しく日を送りぬ

壓制の原因

三河守綱國は壯年血氣殊に側らには美作黨の官吏事  
 を執る故に今般の原因は永見大藏先年己れと世子を  
 争ひ敗をとりしを憤り同志を教唆して家中紛擾を起  
 させし美作始め忠義の士を黜け我意を恣にせんと、  
 謀るものと思ひ忿怒に堪え兼ね幕府大目付渡邊大隅  
 守綱政を以て大老酒井雅樂頭忠清へ内願して之を鎮  
 壓することを得んとす萬一鎮制すること能はずんば  
 其原因大藏世子を争ひしより起るとに付己れ隠遁し  
 て大藏に世子を譲り養父の心を安せんと云ふ忠清等  
 素より美作を信し大藏等の所行を惡み乃宗家の威力  
 を以て鎮壓せんと大藏主馬其外該黨の首領煽動者と  
 聞へたる五人を江戶へ呼出すことになりたり

永見大藏外四人評定所呼出

同年十月に至り一門永見大藏、家老荻田主馬、年寄  
 片山外記、同中根長左衛門、目付渡邊九十郎の五人  
 江戶表へ呼出の儀老中久世大和守より江戶屋敷へ達  
 しあり同月十八日大目付戸田備後守より翌十九日評

坐前面疊の椽に左に御徒目付、右に與力向合、砂利  
 の間に同心四人踞踞警衛す

奉行職は纏上下時服にて小刀を帶し大刀は後の左り  
 頭に置き御徒目付與力は纏上下小刀を帶し同心羽織  
 袴股立を取り小刀を帶し鍵繩十手を用意して非常を  
 警戒す

永見大藏外四人等は左右より御徒目付と與力二人に  
 て挟みて左右の袂を握り連出す

呼込は與力之を勤めて高聲に姓名を呼ぶ聲に應じて  
 板椽通りを引連れ疊椽へ着座せしむ

大目付は懷中より御下知書(堅紙に認めたる宣告書  
 なり)取出して永見大藏始五人の姓名年齡を聽き終  
 て一聲高く上意之趣承るべしと口達し則宣告す其時  
 の舊記左の如し

永見大藏外四人御預

延寶七年己未十月十九日江戶町奉行南廳の御用覺帳  
 松平越後守家來永見大藏、荻田主馬、片山外記、中  
 根長左衛門、渡邊九十郎五人の者傍輩、小栗美作と  
 前廉私宿意に依て出入之れあり騒動をなすゆへ越後  
 守殿より雙方誓紙申付られ静り候得共右五人の者共  
 意恨どけへく旨これを申に付越後守殿より上聞に達

定所へ召出すべき旨上意の趣相違す  
 當日右五人麻上下、紋付時服用、年寄役片山主水、  
 林内藏介、留守居聞役服部八郎右衛門、附添ひ明け  
 六時龍の口評定所へ參着す諸士は門前腰掛扣所に待  
 て置き留守役玄關へ至り御徒目付へ相届け差圖を待  
 たり

當日松平大膳大夫、松平出羽守、伊達遠江守、松平  
 越前守、松平大和守の五家呼出にて人数を出し評定  
 所門前市をなす

附言幕府評定所は今の高等裁判所に相當す  
 同日五時諸役人相揃永見大藏始四人の者呼込に付附  
 添人同道玄關より登る此時何れも刀を脱して家來に  
 渡し式臺に上る(是れ藩士の例)玄關正面に御徒目付  
 二人町奉行組與力四人、纏上下小刀を脱し列座し左  
 右に御小人目付町奉行組同心警衛す

呼出人の姓名を御徒目付尋問し御大法に付大小懷中  
 物を渡すへしと口達す御小人目付同心をして之を取  
 上げしめ懷中を改め廊下扣席に誘引し屏風を以て左  
 右を建切り其内へ入れ前面に御徒目付壹人、與力一  
 人御小人目付同心警衛すること嚴重なり  
 裁判席の正面には一列に大目付、町奉行、御目付着

せられるの處に右之者共は家老、目付役をも仕、箇  
 様の出入和談及ぶべき處に剩越州におゐて徒黨仕、  
 不届に被思召、彼面々江府へ召寄せられ評定所に於  
 て大藏は松平大膳大夫殿、主馬は松平出羽守殿、外  
 記は伊達遠江守殿、長左衛門は松平越前守殿、九十  
 郎は松平大和守殿へ御預け

上意之趣彦坂壹岐守殿(大目付)其品銘々へ仰渡され  
 候

列坐市岡五左衛門殿(御目付)曾我權之丞殿(御目付)

島田出雲守殿(南の町奉行)なり

右役儀として双方(南北市尹)より與力八人、同心三  
 十人彼の場所(評定所)罷出相勤候

町奉行宮崎若狭守(北)組與力小原六左衛門、青木清  
 藏、吉田十郎兵衛、滿田三左衛門、町奉行島田出雲  
 守(南)組與力大里貞右衛門、加藤半左衛門、鈴木善  
 太夫、多賀孫兵衛双方同心三十八

附曰此時附添人片山主水、林内藏介、服部九郎右衛  
 門を裁判席へ呼出し本文之趣、大目付より相達し  
 たる處、御受に躊躇し主水曰く一應の御尋問もな  
 く御預被し御徒候は如何なる御次第なるや遠國に  
 隔る者共疑念を生し、人心取鎮方にも差支候故御

主意何度と云ひ出て九郎右衛門も亦詞を添へて不服を唱へり壹岐守曰く上意之趣敢て違背するやと察斗とせしかは主水等一同恐入て退出せしと云ふ斯の如く公邊の處置、罪を一方に歸せしかば同志の面々驚愕一方ならず、これは美作の奸智、綱國の淺慮より事起るに付有志は出府して右五人罪なきを訴へ聞届なき時は腹切て申譯すべしと彌々騒立公邊の處置を攻撃して止まらず所々に集會して人心益不穩の勢とはなれり

幕府は之を聽て信越の諸侯に令を下して越後の諸士暴舉ある時は之を國境にて討止め、鎮撫すべしと嚴令し諸侯は問者を派出して國情を探り江戸へ注進備の齒を挽くか如く警備嚴重に武威を示したり  
 荻田主馬等の重職罪せられてより藩論茲に一變して小栗方の勢力は益強きを加へたれば最早反對黨を鎮壓するの策に出る故に反對黨の者は主家に望を失ひ退身の念を堅り彌反對に出る而已なり其煽動者と見る者は退役或は減祿放逐等の處分を受くるもの多く種々の黜陟ありしと云ふ  
 同八年の春となり光長在府に付小栗掃部出府し代替初めて先例に依て將軍家へ御目見を相願、其時大老

に同年冬に至て始めて時機の至るを見出したなり (未完)

● 處罰執行中法術の召喚に

應ずる可否 山陰魯子

處罰執行中裁判所の出廷に際しては執行を中止すへきは載せて施行細則に明定する所なり地方に依りては當局者の注意如何に存して或は其召喚に應ずるあり或は之に反するものあるは從來見聞する事實なり右は孰れか是にして孰れか非なるや素より細則に設けし明文の精神より考覈せんに法術に出廷を要するは既往の實歴より視れば假令へは餘罪發露に付本案の審問を要するあり或は証人として召喚するあり事實参考人として喚問し或は民事詞訟に付口頭辨論の爲め出廷を命する等其他枚擧に遑あらずと雖ども要するに之らの爲め多數を占むるものゝ如し蓋し何たる事件に關せず齊しく本人權利の消長利害得喪の存する實に掛少ならざるなり縱へ自由刑執行の罪囚と雖ども擴張すへき權利は充分之れか保護を與へ振暢すへき權能ある限りは最も深密の注意を加ふべきは本來當局者に任ずる條件にして決して些々たる犯行

酒井忠清の内意にて祖父の名則大六と改め、御目見滞りなく濟し首尾殘る處なく歸國せし故小栗家の勢挽回するの時到れりと同志歡ひ勇み反對黨は到底主家に望みを失ひ益激昂して退身を願ふもの陸續として止まらず此頃より翌九年即天和元年春に掛りて退身するもの八百五十有餘名と聞へたり父子兄弟相離れ國を去り説を同しくせざる者は互に敵視し其紛擾容易ならず然れども越後家に於ては敢て之を意とせず専ら壓制の處置に汲々たり爰に至つて反對黨の首領株にて美作等の奸策を以て要路に擧げられ滿腔の不平を忍ひて時機の至るを待つ者は家老岡島壹岐、年寄岡島圖書、大番頭本多七左衛門等なり其家柄食祿共に藩中上位を占る諸士にてありき其他同志は悉皆國を去り今は俱に爲すべき同志少く到底望を達し難きを察し三人共退身の決心をなせり然れども今國を去る時は最早小栗黨を制する者なく先に冤罪を蒙り禁錮の身となりし永見大藏外四人を援ひ出さずんは主家の浮沈を保護すべきもの誰かある故に三人其心を潜め竊かに時機の至るを待ち徐に計畫せんとしたり然るに同八年夏以後は公儀の喪にこもり將軍御代替大禮等にて何等も拂とらず空しく日を送りし

の爲め獄内制裁上設けたる科罰の羈束する所となり遂に枉屈權能の振暢を計る能はざるか如き不幸の悲境に沈淪せしむる所以のものは少く苛酷に失するの嫌あり否法の精神に悖戾するなきかを怪むものなり既に立法者の針路に背くものとせば寧ろ中止して即日出廷審訊に應せしむるの優れるに如かざるなり何を以てか權利の消長に巨大の關係を有するかと云へは余を以て之を計るに前掲の例証によりて復言せば一面當日法術に於ては相當審問手續順序を整理し一審の下に判決を與へ得べき案件も監署より處罰執行中に係るを以て出廷せしめ得ざる旨を通牒する場合に於ては自然審問曠日彌久爲めに裁判進行上幾分の障礙を生し一面被告人は若し本件罪の有無に拘はらず當日出廷したらんには曲直立るに辨し得て充分自己の權利を擴張するは當然なり又証人となるも將た參考人となるも均しく何の擇ふ所か之れあらん然るに今非中止論者の主眼とする所を聞くに處罰執行を中止して法術の出廷に應せしむるは或は權利の消長に重きを置くものゝ如くに見ゆると雖も未だ遽かに正鵠を得たるものと云ふ可らず細則に於て本項を設けたるは却て法の缺點と云はざるを得ず何んとな

れは一旦犯行の爲め當局者は相當の處罰に處し該期間繼續したらんには痛苦憂悶後日懲戒上憾を遺すなきを認め執行したるに其科罰中法術の出廷に際したりとて易々之を中止するときは將に被罰者の腦裡一變して改悛を妨げ暗々裡に紀律を紊亂するの傾向なきを保す可らず就中彼の屏禁なり閤室なり之を中止するに於ける最も効用を生ずる大なり其閤室處罰の如き唯暗に空氣を通せしむるに止り終日終夜暗裡に屏息し痛く辛苦を感せしめ屏禁の如きも亦然り晝夜一室に獨居し社交的天稟の性に背反する隔離に在りて寥闊の空氣を呼吸しつゝ努めて謹慎を主とし改悛せしむるを以て目的とし執行するものなるにも拘はらず中途にして之を停止するときは到底懲戒の効用を見ること能はず寧ろ中止以前の處罰に刺戟を與ふるは今日の實際なり然るを獄内の秩序取締は措て問はず一意出廷せしむるは策の得たるものに非ざるへし假令必ず當日出廷せざるも權利上如何なる重大の關係あるや得て考量す可からざるなり故に此場合

に在りては典獄より處罰執行中の旨を當該官司に報告し他日罰期終了の日を俟て出廷せしむるも敢て不穩當の嫌は招かずと茲に於て余は非中止論者の所見誤謬なるを發見せり如何となれば既に施行細則の明文上中止すへし云々の鉄文石字を埋没して徒らに一意執拗一小科罰の懲戒主義に感溺して囚人其者の振張すへき權利を侵害するものと謂はざるを得ず素より法に明文なき限りは取締上に於て以上の理由を以ては如何とも當局者の腦裡に一任するも決して難する所なしと雖も現行細則を繕て一讀玩味せば輕々看過すへきに非るを認む現んや利害消長の岐るゝ所重大なるを知らず世の識者以て如何となす伏して現行取扱上垂教を俟つ

問 答

●再び洋々散士に答ふ

霞堂 主人

論客洋々散士は近來頗に刑期起算の點を講究し屢々本誌に質疑論辨せらる其内第六卷第一號の紙上に於

る通りなり而して被告は迷惑にも五ヶ月間拘禁せられたりとのとなれば無論最初より起算して直に放免すべきものなりとす其理由は結局控訴院に於て前判を取消し更に刑の言渡を爲したると同一に看做すに在り蓋し法律解釋の妙用は此に在り刑法は嚴格に解すべしとの格言は被告の不利なる場合に限り適用すべきものなり散士は未文に於て刑期に算入することを希望しながら何を苦んてか第二審に於て無罪となり出監したる後他の事件に依り刑を受けたるときも尙無罪事件の滯獄日數を通算する如き奇怪の結果を見るに至る杯と暴論を唱ふるや

●梧葉生の質問に答ふ

逸

人

余は淺學短才にして未だ法理の何たるを知らざる逸人にして梧葉生の御質問に對し御満足なる答を爲すとは不能とも左に卑見を述ふ乞ふ答むる勿れ放免とは其事件には毫も關係なきものなるが故に拘留を受けたる被告人を放免すと云ふの意なり釋放と放免は殆んど其意義相同しきが如きものなれども未だ其事件に放免の如き毫も關係なきものと云

て質疑せられたる二個の問題に對し我輩は次號に於て簡單に解答を與へたる處散士は第二の答には服したるも第一の答に對しては不服を唱へ前號の紙上に縷々陳辨せられたるも要するに結局判決に於て公訴不受理の判決を受けたるを以て刑期あるなし果して然りとせば刑法第五十一條第一號乃至第三號の規定を適用する能はず何となれば刑期なければ通算せんとするも能はざればなりと云ふに在り而して反對説の如く解するときは第二審に於て無罪となり出監せし後他の事件に依り刑を受けたるときも尙無罪事件の滯獄日數を通算する如き奇怪の結果を見るに至るべし豈に此の如き理あらんや云々と附記せり

然れども問題の事實は第一審に於て重禁錮二月に處せられたるも被告は之に服せず控訴せし處控訴院に於ては原判決を取消し公訴不受理の判決を爲したるを以て檢事は更に第一審に起訴し遂に重禁錮二月に處せられたり然るに此時は最初第一審の時より既に五ヶ月間を拘置監にて経過したりと云ふに在れば最初より引續き……拘留せられ且前後同一の被告事件なるとは明瞭なり果して然らば被告人に對しては責むべき過失なく由は裁判所に在ると余が先に答へた

ふの意義に非ずして假令へは重罪被告事件にて拘留中の被告人其事件を審理の末罰金の刑に當るものと思料したるときは罪輕微なるが故に被告人を拘留するの必要なきが爲り釋放と云ふの意義なり

### ●監獄雜誌第六卷第三號所載の旭外生、東洋居士、梧葉生諸彦の二問に答ふ

天橋立人

一 受負業により備主より監署へ持込みたる紙屑中發見したる金銀貨物は直接備主に交付するを以て正當なるや將た遺失物取扱條例に據り警察署へ送付すへきや法律上如何との質問に對し予輩は當然備主則ち受負人に返還するの至當なるを信す諸て本問の如き發見物を直ちに還付すべき規定なしと雖ども意義上よりするも理論上より云ふも無論備主へ下付するは適當にして備主も又た之れを請求する權利あるや明なり何となれば持參せる元品則ち紙屑は備主の所有品にして換言すれば有体物權ならん其中より偶然現出したる金銀貨物なれば設令本主果して何れにあるや明ならずと雖ども備主所

有物權に屬する元素品より起る結果にして則ち假所有權は備主にあらずして他なるへし然れ共取得權は發見物と共に備主に歸するものなるやの一點に至ては輕忽茲に判定を下す能はず唯備主か一時返還を受ければ則ち遺失物取扱條例第二條に則り警察署へ届出規定時効に至るも本主分明ならざる時備主之れを得へき權利を始めて有するならん故に備主へ直ちに下付するを以て正當と信す  
一 監獄則第四十二條の屏禁處罰者に給與すへき食糧は五合を給するや將た四合を與ふるやの問題に對し予は五合飯を給するを以て適當なるを信す夫れ屏禁の處遇たる離隔獨房即ち寂寥を以て要素とし旁ら言行に見はさずと雖も沈黙の中に於て自然に發する社交的思想をも杜絶し歩の一着には既往のとを追悔せしめ將來の事を思慮し本心以て改悟せしむるを目的とす故に懲罰に牽連れて服役に付從する食糧を減するの理あるを見ず殊に監獄則第二十八條に作業に服するものは五合乃至六合を與ふへき明文を有す况や坐作の業は等しく一部の服役なるや蓋し一步を譲り乙者の如き四合飯を給するとせば全則第四十二條の一項は却て其二項より嚴

罰なればなり如何となれば第一項の懲罰は第一離隔獨居し比較的勢ひ心上の快樂を殺ぐ第二受罰以前と同等の勞力を要す第三坐業より生ずる工錢は給與せられず第四身軀機器の營養原素たる食物の幾分を欠く實際受罰以前と同價値を有するの科程を有す以上の論定によれば第二項の懲罰と其輕重如何うや之れ余輩か斷然五合飯を給するの至當なるを主張する所以なり

一 釋放と放免とは其意義如何なる差違あるやの質問に對し左に答ふ

一 釋放とは其犯罪事件を全免したるものにあらず  
放免とは其犯罪事件を全免したるものなり  
二 釋放とは罪あれども禁錮以下に該る事件に付法規に則り拘禁を解きたるものなり  
放免とは豫審免訴公訴の無罪にして拘禁を解きたるものなり

三 釋放は未だ純白なる自由身にあらず  
放免は已に潔白なる自由身なり

以上釋放と放免との意義の異なる處なり則ち刑事訴訟法第六拾條全百六十七條若くは七拾五條其他に據り明かならん唯滿期放免の如きは別問題とす

### ●質疑一問

一項 被告事件審理判決の結果無罪の言渡を受くるか或は豫審終結決定の末免訴の言渡を受けたるも未だ兩ながら検事の指揮なき上は監署は擅に之を釋放するを得ず然るを檢事は曠日經過(考案中と假定すへし)の後始めて之れか出監方指揮するの例なりとせん既に無罪免訴の言渡を受けたるを限界とし純平たる良民なるにも拘はらず檢事の指揮を欠くの一點を以て依然拘留さるゝの不幸を見るに至る茲に於て疑らくは該言渡を受けたるより指揮書監署に到達迄の日子は何等の名義を以て此良民を拘禁處遇すへきものなるや此場合に於て監署は檢事に向て一應意見を報せしむるの注意を要するや

二項 若し現に免訴放免の書類本人に送達せしむるを以て當然檢事の指揮を待たずして出監せしめたるるときは理事者は刑法及行政上の制裁を受くるや否や

### ●旭外生及び梧葉生の兩君に

答ふ 南筑邊 偶生

旭外生の質問に係る請負作業備主か監署に持込みた

る其所有品内より發見せられたる貨物は之を官署の得遺失物とは云ふべからず何んとなれば備主か現實に持込みたる物品内に於て發見したるものなれば未だ其持込みたる物品に他の物品が混同せざる以前なればなり故に如斯場合は監署は備主に交付し備主は相當得遺失物届出の手續を爲すべきものとす

格葉生の質問に係る釋放と放免との意義に差違あるの點は下の如し釋放の言渡は本案被告事件に於て罪の問ふべきものありと雖ども例へば豫審中犯罪か罰金に該るべきものと思料したるとき又は違警罪なりと思料したるか如き場合に當りては法律によりて拘禁するを得ざるなり故に單に身軀の束縛を免するを云ふ放免とは被告人の身軀を解放し全く自由の身となりて亦罪の問ふべきものなきに至りたるを云ふ之を要するに釋放と放免とは身軀の拘束を解くの點に於て同一なりと雖ども其意義の異なる處は唯被告人か純白の身となる否とにありて存す問者以て如何となす

●再ひ刑期起算方に付質問す

南筑邊 偶生

解すべからざる理なりとす之れ或檢事の意見に首肯する能はざるのみならず如斯場合は被告人の利益に對し取消願出の日より起算すべきものと考量す諸君以て如何となす

寄書

●看守の勤務に就て

霞堂 主人

凡官吏の勤務中看守の勤務は劇務なるものなるべし看し實際月を踏出て足を履て歸る者多きを又巡査の如きも劇務ならざるにあらずと雖も臨時の場合を除くの外通常は一晝夜……交代にて勤務せしむるもの、如し然れども看守に在ては檢束上の都合に依り一晝夜交代を爲さしむると雖も否一晝夜交代よりも寧ろ晝夜分勤法の優れるに若かりざるなりとの説に同意を表する 司獄官多く現に今日に在ては看守の勤務は過半晝夜分勤の法相行はるゝを以て其一晝夜交代を爲さしむる所に至て少かるべし

去りながら監獄の構造如何に依り戒護上の都合あるを以て看守の勤務は晝夜分勤に限ると一定する能はず於て乎看守の勤務法に就て毎度議論あり予輩も亦此點に就て常に苦心せりと雖も未だ善き者按を得ず故に方今多く行はるゝ所の晝夜分勤法に就て茲に卑見を述んご欲す

予か本誌第六卷第一號に依て質問したる刑期起算方に付法海漁夫霞堂主人無届生の諸氏より指示を添ふせり此に之を鳴謝すると同時に猶問題の不備を補ひ聊か卑見を加へて再教の勞を請はんと欲す

第一審の判決言渡に對し期間内上告の申立を爲し且つ趣意書を提出し未だ上告裁判所の判決を受けざる以前該上告の取消を願出せしときは元兵庫留監伺に指令せられたる通り取消願受理の日より起算すへき筈なりとす然るに取消願書に對し大審院に於ては開届の指令を爲したるにより取消願と指令の月日とは此の書類に徴し明かなれども受理の日分明ならざる場合亦往々見る處なり或る檢事は回答して曰く受理の日分明ならざるものは開届の日より起算すべしと果して然るべしものなるや否や之れ予か諸君の垂示を煩せし所以なり

先づ予は上告裁判所か取消願に對し許否の權能有するや否やの理論は暫く措き指令の趣旨に依て見れば受理の日より起算すべきは當然なれども上告裁判所に於て現に開届の指令を爲しなから受理の日分明ならざるものは取りも直さず當該官廳の手落ちなれば官廳の失策を以て被告人に嫁せしめんとは殆んど

日毎に交代を爲さしめ其交代の日数は區々にして一定せざるもの、如し然れども予輩の考ふる所に依れば晝夜分勤法を採る以上は前記の如く晝夜の交代を爲さしむるよりも寧ろ晝夜の看守と夜勤の看守と斷然其人を定め容易に之を動かさざるを可なりと思料す何となれば人は性來晝間は勞動するも夜間は安眠すべき筈なるに或は晝間勤務に服し或は夜間勤務に服し晝夜の勤務定まらざるべきは何れにもつかすして休息し難く却て身体に疲勞を來すべし故に晝間勤務の者には夜間休憩を與へ夜間勤務の者には必ず晝間休憩を與へ而して晝夜各其人を替へす長く繼續勤務せしむるときは人の性來に反したる夜勤と雖も自然習習となりて敢て疲勞を來すべしとなく双方却て都合善がるべし且看守中にも能不能あるを以て各其長所を擇ひ相當の勤務に服せしむるを善しとす殊に晝間の勤務に在ては在監人の行狀視察工業の督勵其他檢束上等の點に於て一層看守の注意を要するに依り最敏の者を擔括して之に宛て夜間の勤務には成るべく交際の際少くして繁雜なき手堅き看守を以て之に宛る以上は看守を使用する上は於て都合よく所謂一舉兩全の策ならんと思考す

●特別監視違犯者處分方に就て

在大阪 洋々 敢士

本誌第三卷第五號に於て群馬縣典獄藤原三藏君が特別監視違犯者處分方に於てと題したる一稿あり是れ福原君が濠の埼玉縣典獄山室元吉君の照會に依て答へられたる意見なることは同君の書簡載て大日本監獄協會雜誌第四十六號にあるを以てなり然るに君は全雜誌第四

十七號の末尾に於て直に之が取消を爲したり然るに當時散士此の取消あることを知らずして本誌第三卷第十二號及第四卷三號に於て暴りに駭撃を試み慚懼の至りに堪へず而して當時福原君の論旨とする處は特別監視違反犯に刑法上罰すべきの明文なし依て無罪なり然れども特別監視規則に違反したるときは明文なきも行政処分を以て其の假出獄に當然停止することを得べき云ふにあり散士が論旨とする處は特別監視違反犯に刑法第五十五條に該當するや否やと云ふに第五十五條の文面少し不完全なるも何指令又は大審院の判決例等に依り立法者の精神を計り以て第五十五條を適用し輕罪として假出獄を停止す可きの至當なることを論述せり然るに滿く法理を研究するの今日に至り散士が嘗て刑法第五十五條を以て特別監視違反を罰することを主張せりは大に誤謬の説たることを發見せり依て茲に福原君が刑法上罰す可き明文なきを以て無罪なりと云へるの議論に賛同を表すると共に併て此の點に就ては前日君が其説に駭撃を加へし殊蓋の罪を謝す抑も散士が斯の如き誤謬の見解を懐きしものは他なし刑法の解釋を以て民法の解釋の如く立法者の精神を計り解釋すべきものと思慮せし過なり刑法其他制裁に關する法律は嚴格に解釋するを原則とす此の原則に依り嚴格に解釋するとせば決して第五十五條を以て特別監視違反者に適用す可きものにあらざることを火を隔るよりも明なり然れども福原君が主として論ぜられたる重罪を犯さざるも假出獄を停止することを得ると云へるの議論に至ては今日に至るも未だ君に賛同を表すること能はず然れども君既に彼の山室與獻(答へられし書簡の取消を爲したるを以て今日此の説を保持し居らざるや知る可からずと雖も一言茲に散士が異見を陳述し以て前日の罪を補はんとして刑法第五十六條の明文に假出獄中更に重罪を

罪を犯したるものは直に出獄を停止す可きあり依り重罪を犯さざるものは出獄を停止すること能はず何となれば明言せられたるものは明言せられたるものを取除くこと云ふ法律の格言を適用せらるるものなればなり而して監獄則施行細則第二十七條に於ても假出獄中重罪を犯したるものあるときは其の裁判確定の停止すべき旨を規定せり此等の明文に依り深く研究するときは重罪を犯さざるものは如何なる所爲ありと雖も到底其の假出獄を停止すること能はざるものなり果して然りせば特別監視違反犯者は如何なる制裁ありやと云ふに一も之が制裁あることなし是れ法文の欠點なるを以て如何ともすること能はず改正刑法草案は此の不完全の規定を改め特別監視違反者に對しては刑法上有罪とし無意犯にて輕罪に處せられたるものには假出獄を停止することを得ずと規定せり依て改正草案は此の弊害を改めて餘りありと云ふ可し散士は改正草案の一日も早く實施せられんことを冀望す聊か一言を記して福原君に謝す君幸に散士が前日の非を咎むる無くんば幸甚之に過ぎずと云爾

●現行我刑法自首減輕の制に付て

在京都 池田 眺 註

自首減輕の制たる甚だ簡易明瞭にして毫も議論する所なきが如しと雖も深く其根源に廻り自首者に減輕を與ふる理由を究むるときは漠として大いに了解に苦むべきものあり故に今左に其然る所以を間陳し併せて世の諸彦に質さんと欲す

抑も自首減輕は支那律に因原して已に舊律にも之を記載せられたるを以て今亦此刑法に採用せられたる可し而して自首減輕の制を設けられたる所以を尋究するに昔日と異にして改過自新の爲めに

あらす社會數個の利益あるを以てなり即ち罪人自首するときは法網を脱し無事の冤罪に陥るの畏れなくして共犯者等をして發見するに便なればなりと自首減輕の趣旨果して茲に在りせんとせんか重大なる犯罪に付ては社會は一層犯人を漏らす無罪を罪せざるに利益あるべきを以て重大の犯罪こう懲り却て自首を勧誘し此最も懲るべき危險を掃除するの効ありと云はざる可からず然らば重罪たるも輕罪たるものに論なく均しく減輕の恩典を與ふべきなり然るを刑法第八十五條二項に但し諱故殺に係るものは此限りにあらずと記載し諱故殺の如き重大なる犯罪に之を自首減輕の例外に置き罪人自首するも減輕の利益を得たるに能はざるものとせられたる所以は抑も那邊に在る可きや予は五里霧中に彷徨して歸路を感ふものなり大方の博識諸君幸に教示を垂れ玉へ

密室監禁期日の経過に就て

豫審判事審至監禁更改の言渡を爲さず十日を廻くるも解禁の指揮なきときは典獄之を解禁するの権ありや若し之になくせば如何の手帳を爲すべきものなるや

囚人の逃走に就て

看守一日公暇を得て野に散步時恰も數十日前逃走せる囚人に相會す囚人早く司獄吏なることを告り疾走す看守追跡逮捕なし得べきや

現役一百日の期算に就て

囚人の免役日に現役一百日内に加算すべきや

躬行叢話

●佛教嫌ひのお方に望む

是 寔 道 人

南筑の某監獄には從來教誨堂に佛像を安置しあるも吏員の方々は孰れも佛教嫌ひと見ゆ教誨其他の場合に臨場するも禮拜するものだになく教誨師は之を不平に思ひ居りしか偶々典獄の交迭あり心竊に望を新典獄に屬し舊慣を警醒せんとす或日教誨堂に於て賞表授與式の執行あり新典獄臨場して佛前に席を占むるや必ず恭しく禮拜するならんと教誨師の視線は齊しく典獄の身邊に集る然れども同じく禮拜する模様なし是に於てか教誨師の面々不平の色ありしか式終りて後典獄室に詰かけ願望すらく彼の無慈悲極まる惡徒等を感化遷善せしむるは宗教的則ち彌陀如來の大慈大悲を説き之を導くの外他に良策あるを知らず然るに典獄始め吏員の佛像に對して冷淡なる事今日の如くんば如何に教誨に粉骨するも其詮なしと歎くが如く訴ふるか如く喋々嘯列して止まざりしか典獄之れに答ふるに子等の言或は然らんされども余は佛

# 雜報

## 萬國監獄會議の 開會日確定

本年六月佛京巴黎に於て開設せらるべき萬國監獄會議は彌々六月三十日より開會せらるべき旨同國駐割特命全權公使曾根荒助氏の手を経て此頃其筋へ通知ありたり

## 東北地方典獄協議會の開會

昨年十月宮城縣に於て開設せられたる東北府縣典獄協議會に於て決定せられたる全會規則の精神に依り本年五月廿五日より靜岡縣に於て同會を開會せらるゝことに決定し其旨靜岡縣より聯合各府縣に通牒を發せられたるやに聞く、典獄協議會の獄治に裨益ある素より論を俟たずと雖も本會に提出せらるべき問題は可成實地執務上に關する事項を主とし而して決議評定せられたる事項にして成法に牴觸するの虞れなきものは猶豫なく之を實地に施行せられんこと予めに盡力あれ至囑去る人は詮なし借後任課長は果して如何なる人なるやは俱に此社會の聞かんと欲する所なりしに愈々後任には監獄課員上席内務屬柿木原政澄氏拜命せらるゝに至れり同氏は兼て監獄事務に執掌せられつゝありし人にしてあれは予輩亦其後任の宜しきを得たるを祝せずんばならず柿木原氏萬歲

## 隔山監獄書記の榮轉

隔山大阪府監獄書記は三月廿八日内務省に榮轉せられ専ら監獄事務に執掌せらるゝと云ふ聞く同氏は十有餘年間大阪府監獄に在職し斯道に懸けては頗る老功なりと

## 徒刑囚の内地へ送還

兼て北海道各集治監に發遣せられたる徒刑囚にして刑期滿限に近きもの合計貳百三十餘名は先頃來内地集治監に送還せらるゝこととなり既に其内幾部分は頃日宮城集治監に護送送還相成りたるやに聞く而して今回此送還せらるべき囚人は悉皆本年度に於て滿期放免せらるべきものにして實に刑法實施以來徒刑囚初期の放免者と云ふべきなり而して今後は年々多くの徒刑囚にも滿期となるべき者續々之れあるべければ翌年度に於て滿期となり放免せらるべき徒刑囚

教信者にあらされば之を尊信せざる又止むを得ざるなり然れども彼の佛像を安置せし教誨堂は取りも直さず如來の借用地域なれば余も亦た大に悟る處あり嘗て聞く平安の大儒東涯先生は常に儒道を尊び佛道を罵り門人に對し其説く處尊儒廢佛ならざるはなし然るに或日先生出て、某寺院の境内を過さるや停立して恭く佛像を禮拜す門人之を怪しみ且つ平生説く處と異なるは食言なりとて難問す先生答へて曰く予の禮拜せしは尊信の意にあらす苟くも人の庭内を無斷にて通行するは禮にあらざるか如く境内を過きて其主人たる佛像に禮せざるの理あらんや予は唯た一遍の謝意を表したるのみ妄りに喩々する勿れどの一言に門人閉口したりと余も亦た先生の響に倣ふにあらずと雖も職を司獄に奉ずる以上は自から信せざるの理由を以て佛像に不敬を加へ囚徒の感化を妨くるものならんや予幸に安せよと教誨師は再び迫るの氣勢もなく退きしか爾來典獄は人に對して口誼を述ふるか如く列席の節は必ず一禮せられつゝありと云ふ世の佛教嫌ひの方々も身を司獄に委するからばせめてものと此度合迄實行して可ならずや

聲が希望の存する處なり

## 九州地方にも又典獄協議會開會の舉あり

前項の記事を書終りたるとき一飛報あり斯は未だ開會期日の確定したる儀には之れなきも五月下旬の頃鹿児島縣に於て九州各縣典獄聯合會を開設せらるゝことに粗々決定せられたるやに聞く獄治改良の今日有益なる此會合の東西に起るは實に斯道の爲め利益多かるべきを信す

## 内務省監獄課長の榮轉と後任

曩きに久しく監獄課長たりし眞木喬氏出て、廣島縣典獄に榮轉せられたるに付全しく警保局警務課員たりし法學士笠井信一氏其後任を襲はれしことは前々號の誌上に於て既に讀者諸君に報道したり、而して笠井氏は温厚篤實の學士にして監獄課長其人を得たるを喜び且大に同氏に囑望したりしにも拘はらず席未だ暖かならざるに直に出て、山形縣參事官に榮任せらるゝに至りしは予輩全氏の爲め一大白を擧げ之を慶賀せざるべからずと雖も我監獄社會の爲め此眞課長を送らざるべからざるの運に至りしを悲む、笠井氏夫れ健在なれ、健在にして以後尙監獄事業の爲

囚人は總て其年度中北海道より内地へ送還し内地の各集治監に分禁せらるゝことに其筋に於て此程内定せられたるやに噂す眞偽果して如何

(本號論說の欄參看)

前項の如く徒刑囚の満期に近きものを内地集治監に送還せらるゝこととなりたるも右の内本刑徒刑の外に餘罪の執行を受くへき種類のもの之を内地に送還せず直ちに北海道廳監獄署に移し其刑を執行することゝなれる由

●小山豊太郎の北海道發遣

兎漢小山豊太郎は無期徒刑の裁判確定し此頃既に警察總傳を以て宮城集治監に押送せられたり同人は是より近日宮城集治監より北海道集治監釧路分監へ押送せらるべき貳百五十人許の囚人と共に北海道に移送せらるべき筈なるやに聞く而して其押發期は四月二十日頃なりと云ふ曩きに兎徒津田三藏は押送間もなく北海道の露と消へ今亦た小山豊太郎の北海道に移送を見る今昔の感罪狀の輕重果して如何小山の將來亦た憐れなり

●看守定員令の實施に就て

今回新に迎へたる明治二十八年度は監獄官吏殊に看

ひ此増員看守を彼是流用するを得ることゝし主務者の操縦に任すへきものなりとのことに内定せられたりやに聞く當局者幸に諒せられて可なり

●看守勤務法に就て

看守勤務法に就ては從來當局者間に於て隔日説と晝夜分勤説の二者ありて甲論し乙駁し實際上亦た歸一する所なかりし、然りと雖も兩三年前より當局者の間に於ても粗々議論一定し隔日説は既に舊夢に屬し晝夜分勤説の正當なるを認められしが如し去れば近來各地方に在つても若々此方針に向て實施せられつゝあるは既に掩ふべからざる事實にして予輩今更に又隔日説の不當なる理由を演述するの要を見ず、然りと雖も此晝夜分勤法の内就き看守勤務時間の區々に於て長短一定ならざるは從來予輩の親見する所にして假令は甲地に在つては一時間交替なるに乙地に至りては二時間交替とせるあり従て其休憩時間の如きも長短の差異あり殆んど一定に出づる能はざるは平素予輩の遺憾とする所にして畢竟此勤務時間及び休憩時間の劃一ならざるは看守の人員及び勤務箇所の多少なるより自然に成出するの結果なりと云ふと雖も要するに交替時間の長さに過き將た休憩時

守以下女監取締押丁等の定員令改正實施の一紀元として我監獄史上一大新機軸を表はしたるものと云ふも予輩其過言にあらざるを信ず、薦設置程度は實に明治十四年中の設定にして以來刑法の實施及び行刑上の本則たる監獄則の如きすら一再の改正を経たるにも拘はらず十有五年の久しき其間實行し來りしものなれば時に或は當局者の間に於ても不便を感じ主務省に經何の上細作以て瀾纏し來りつゝありし地方少なきにあらざるが如し、然れども今回改正實施せられたる定員令に由れば看守定員に於て多少の増員を見らるゝと雖も一面押丁を著しく減少せられ差引尙ほ多數の減員を見る新令實施の今日各地方に於ても多少の不便を感ずることなるべしと雖も當局者たる者は飽迄も此一時の不便不都合は之を忍び以て新令を格守し勵行せられんことは予輩の確く信して疑はざる所なり、予輩頃日聞く所に由れば看守定員令第二條の「監獄支署に在つては定員の外各二名以下の看守を増置することを許され」たる此増員看守は専ら支署に於ける利益の爲めのみなるか如しと雖も主務省の解釋は斯る窮屈に偏局したる精神にわらずして各府縣内本支署の間に在つては其定員及

間の短さに失するが如きは慰勞に足らざるのみならず彼二十四時勤務の隔日説を再演すると云ふも決して不可なきが如し去れば交替時間の久しきに失するは偶々以て勤務中睡眠を催し倦怠の念を生ずるの備を作るに足る故に余輩は看守勤務法の内就き勤務及び休憩時間の標準ともなるべき一定の時間表を制定訓示せられんことを其筋に向て希望に堪へざるなり、終に一言す看守勤務の晝夜勤と區別すべきこととは獄務概則の規定あるに拘はらず從來警視廳の一部監獄に於てまた其實行を見るに至らざりしも本年四月より斷然勤務法を改正し晝夜分勤法にすべきことゝなりしやに聞く左もありぬべし

●眼鏡使用に就て

近來頗る近視眼者増加し中には間々此輩入監するものありて作業使役上一方ならぬ困難を感ずる場合尠なしとせず殊に從來に在ても綿密なる彫刻業者は眼鏡を用ゆるを例としたるも監獄内にて此作業を採るとき眼鏡を用ゆることを許さざるときは定役以外の痛苦を感じ本人生計の業を妨碍するの嫌ありて監獄則施行細則第四十五條の精神に背馳するに至るべし、此故にや昨年宮城縣にて典獄會議を開きたる際

一の議題となりて主務省へ稟申すべきことに決したるが聞く所に依れば宮城集治監より其旨伺出でたるに作業費の内器械費を以て購入し所謂作業用として使用するは差支なしと云ふ、左もあるべきことならむ

●獄務の監督に就て

何れの監獄に於ても處務細則の設けあり而して事務を處理するには即時又は期限を定め緩急に應じて夫夫取扱はるゝとのとなれども中には事務滞滯して往不都合を生ずると之れある由其原因は主務省の不注意或は怠務等種々あるへきも其不整理は監督の足らざるにも由るとならん故に監獄の首長たるものは各課長をして處務表を作らしめ又は其他の方法を以て署員の勤務を嚴重に監督し獄務取扱の敏活を計り殊に期限あるものは一層深く注意を加へ時機を失し不都合を生ずる等のとなき様にせられたし

●三池集治監の美風

天變地震は豫め測る可らず病難死厄は亦た豫め期す可らず此豫測す可らず豫期す可らざる災厄は畢生間に於て到底免れ得へからざる非運なりされは健康無事なる平日に於て十分之れか備へを爲すにあらざれ

以上各自ノ名義ヲ以テ遠信省貯金取扱所へ預ケ入ル、モノトス

第二條 貯金ハ轉任解任休職死亡等ノ外下渡ノ請求ヲ爲スコトヲ得スト雖自己ノ婚姻父母妻子葬祭其他水火風災等實際止ムコトヲ得サルモノト第二課長ニ於テ認メタルルハ詮議ノ上貯金半額以内下渡ノ請求ヲ爲スコトヲ得

但シ百分ノ五以上ヲ貯金シタルモノハ隨時受取ルコトヲ許ス

第三條 昇級退等ニテ俸給ニ異動ヲ生セシトキハ其翌月分ヨリ増減スルモノトス

附則

一貯金事務ハ第二課ニ委員ヲ置キ取扱カヒ第二課長ニ於テ總攝スルモノトス

一各區擔當看守長ハ毎月五日迄ニ其區内ニ於ケル前月分ノ貯金ヲ取纏メ取扱委員ニ交付スルモノトス

一貯金通帳ハ第二課ニ保管シ貯蓄金登記濟通知書ハ各自ニ保管スルモノトス

一貯金高ハ典獄各課長立會毎月之カ檢查ヲ行フモノトス

但シ場合ニ依リ臨時之ヲ行フコトアルヘシ

は一朝不慮の災厄に遭遇せんか忽ち云ふ可らざる悲境に沈淪するに至ることは必然の理なり之を以て備荒貯蓄の必要や起るへし殊に官海に其身を委する者は轉任解任等不時の出来ことありて任々困難に陥いるか如きことあり其結果煩を他人に及ぼし遂には官署の体面を潰し吏員の信用を缺くに至るか如き實例は世間に於て聞々あることなり是れ最も平素慎戒す可きことなりて現典獄菅井氏は其當時多少の異論ありしにも拘はらず職務勉勵の必要と共に貯金の爲さるもの可らざるを頗る奨励せられ左の看守貯金規約なるものを設け昨年五月以降實行せし所其結果最も宜しく今や既に其貯金は千有餘圓の金額に昇りたり斯く其金額を増加するに及んては望蜀の念之に加はり益々勤儉以て貯蓄するの美風を養成し各自其貯金に後來の企望を屬すると全時に職務上に益々熱心精勵するの好結果を得たり而して該貯金を正確ならしむる爲め勤務の餘暇を以て典獄を始め各課長立會に毎月精密なる検査をなすことせりと今左に貯金規約を掲げて同感者の参考に供せん

看守貯金規約

第一條 本監ニ奉職スル看守ハ毎月其俸給百分ノ五

●看守採用年齢の特例

昨日清開戦以來兵籍に在る看守押丁は多分召集せられ且つ本年四月より看守定員増加する等にて各府縣とも多數募集を要したりしか應募者至て少なく各府縣とも定員を充たすに困難なる由况や北海道の如きは平時に在ても欠員補填は年々内地より募集せりと云ふ事なるに付此際一層困難を感したるに依り特に其筋の允許を得て同道諸監獄に限り年齢十九歳以上四十五歳まで又身幹四尺九寸以上の者は採用し得る事となり目下募集中なりと聞く

●監獄醫監獄教誨師の會同に就て

京都府に於ては本月五日より全國監獄醫協議會を開き參會者は東京神奈川大阪兵庫新潟奈良三重愛知山梨滋賀岐阜福井石川鳥取島根岡山徳島香川愛媛高知三池の諸府縣及集治監等にて監獄衛生に關する必要事項數十件を協議し已に閉會せりと而して引續き全國教誨師協議會をも開くへき計畫なりとは兼て本誌に於て報道せしか斯かる大會を催ふさんとするときは其理由を具し其筋の認可を得たる上にあらざれば開會するを得ざる事に相成りたる趣なりされは教誨

師會は果して開かるべきや否や豫知し難し因みに元來何れの監獄に於ても教誨師と云ひ將た醫師と云ひ僅少人員を以て治療衛生又は感化教育の重任を擔ふものなれば協議會の爲め數十日を費やすこと或は實務に差支を生せざるや特に本年の如きは春來早々惡疫流行の兆あり豫防衛生の事一日も忽せにすへからす其節の注意或は是等の必要に出てたるものならんか

●看守押丁の旅費減額

愛知縣に於ては十九年六月内務省令第十一號第九條に依り管内外役囚戒護看守押丁の旅費額を減し里程一里以外一里に付看守の車馬賃及押丁陸路雜費とも金貳錢宛支給することに其筋の許可を受けられたる由

●小野田警保局長の巡視

小野田警保局長は本月十八日京都府へ出張せられり這般の用向は重に警察上に關するものなりと又隨行には荒木内務屬一名なりし

●三池電燈點火手續

本誌前々號に報道せし三池集治監に於ける電燈點火手續を得たれば掲げて參考に資す

第一監	同	十六燭光	終夜燈	一個
第二監	同	同	終夜燈	一個
第三監	同	同	半夜燈	四個
第四監	同	同	終夜燈	一個
第五監	同	同	半夜燈	三個
第六監	同	同	終夜燈	一個
第七八監	同	同	半夜燈	四個
第一病監	同	十燭光	終夜燈	一個
第三病監	同	十六燭光	半夜燈	一個

炊所	同	同	終夜燈	一個
典獄室	同	十燭光	半夜燈	三個
第一課	同	同	不定時燈	一個
第二課	同	同	終夜燈	三個
監房警守所	同	同	不定時燈	三個
第三課	同	同	終夜燈	一個
第三課營繕係	同	同	不定時燈	二個
醫務所	同	同	終夜燈	一個
看守休憩所	同	同	不定時燈	一個
事務所	同	同	終夜燈	一個
屋外各所	同	十六燭光	終夜燈	二個
表門	同	十燭光	終夜燈	一個
二終夜燈の點滅	同	同	終夜燈	一個
三各監房に屬する半夜燈	同	同	終夜燈	一個
期し之を消し翌朝起床時間より	同	同	終夜燈	一個
點火するものとす	同	同	終夜燈	一個

し翌朝早出役時限より(凡三時間)更に點火するものとす  
 五不定時燈は各所とも其必要に應じ上官の指揮を得て之を點火するものとす  
 六非常事變の際は半夜燈不定時燈の別なく總て點火するものとす  
 七半夜燈不定時燈の點火時間及電燈の消滅、燈具の破損其他異狀を生したる場合は各課所より第二課へ通知するものとす  
 八第三課に於ては電燈に關する報告簿を備へ置き各課所の通知に基き點火の時間及異狀の概況等を記入し典獄の閱覽に供するものとす  
 九電線電燈等に故障を生したるときは晝間は七浦發電所又夜間は七浦工夫止宿所(小田原寛平方)に急報其修覆を請求し決して之に接觸すべからざるものとす  
 十電燈線の近傍に於て火災あるときは前項の如く之を急報し掛員出張の上線路流電の遮斷を終る迄は決して其線條等に接觸すべからざるものとす

# 教 誨

## ●説教の二要素

本篇は宇宙神教の紙上掲載せられし説教の葉の一文なるが、讀得て本欄の資料たるに宜しきを認め稿を寄せて愛讀諸彦の電覺に供す、教誨師たる説教師たる説教訓誨の心髓に至ては同一轍に出づるものありと信す、敢て希ふ諸彦清讀、清考の榮を賜へ。

原 胤 昭

説教は人々との真理の交通にして其中に真理と人品との二要素あり、苟くも説教と稱せんには孰れも其一を缺く可らず、真正の真理、神意の最も權威ある言も、同胞の人品に依らずして他の方法を以て之を人に交通すれば真理を説くものに非ず、試みに天空に筆記したりとせよ、又試みに神の直接の詞として永く尊敬せられたる書籍を備るも、其書を記したる活動せる人品殆んど其中に消失せりと想像せよ、即ち双方とも其中に説教なるものなし、又之に反し若し人自から真理の爲めに要求せざる事を他人に語

是れ基督が其福音を此世に弘布せん爲めに採用したる方法なり、是れ如何なる真理の傳播にも適用すべき方法ならんも、特に基督教の真理に採用せし所以を知るべし、蓋し此真理は他に拔て人品的なればなり、福音は獨斷的形式を以て説明し得べしと雖も、其最眞の説明は獨斷にあらずして一身上の生活にあるを知るべし、基督教は基督なり、而して茲に人ありて「余は眞理なり」と言ひ得る如き特性ある真理に常に最も善く傳播せらるべく、實に人品に依らずんば人は殆んど完全に傳播せらるゝを得ざるべし其理由は吾人容易に之を了解すべし、故に説教の或形式は人々の間に基督の知識を傳播弘布するに必要ならざる可らず、耶蘇が其弟子に向ひ「我父が此子に我を遣はしし如くに我汝を此世に遣はさん」と述べし言の中にも多少以上の如き意味あるが如し。

若し之を以て眞なりとせば是れ傳道に關する諸原理と傳道師たるべき準備の首要たるものなり、人品に依て來る眞理は吾人の眞實なる説教の性質なり、眞理は只其層上より來る可らず、只其理會力より來る可らず、又其筆端より來る可らず、然れども實に其人品に依て來らざる可らず、眞理は其人の品性と感

り、或は他人をして其臆想を聽かしめ、若くは其意を遂げしめ、若くは其才能を賞讃せしめんが爲めに其獎勵應接の力を使用せば、是れ孰れも説教に非らざるなり、即ち甲は人品を缺き、乙は眞理を缺けり、而して説教は人品に依り眞理を導くものにして此二要素を具有せざる可らず、説教の二大階級の差異ある所以は此二要素の混淆する分量の差異に由る凡て説教に完全の標準を缺く所以は此一要素或は他要素を缺くに由る、論説の説教たるを失ひ、其人の全く説教家たるを失ふは此一要素或は他要素のなきに由るなり。

吾人若し基督教傳道の初代に溯れば、耶蘇が普く此世に自身の知識を弘布する爲め明白に熟思して此方法を採用したる所以を見るを得べし、思ふに彼には他の方法の用ゆべきものありたらんも、彼は特に之を撰びたり彼は其眞理を少數者に教へ、而して後言へらく「行て此道を他人に傳へよ」と、彼の爲めに預備を爲したるパブテズマ、ヨハチにも、彼の面前より派遣せし七十弟子にも、此世に新なる救を布ん爲め五旬節の會より發程したる小伴侶にも、此兩要素ありしなり。

情と全体の智力的及道德的實在となり來らざる可らず、又純粹に其人より來らざる可らず、茲に同等の智識學力を有する人ありとするも、吾人が神の言に就き此説教家の間に感ずる所の差異は甚大なり、即ち一方に於ては福音は其一人の表面より來り、其外部の特質を以て着色加味せられ、其矮小を以て減縮せられ、以て吾人に達す、又一方に於ては福音は他の一人を貫て來り、其中に在る凡ての熱心と強力を以て感動せられ鼓翼せられ以て吾人に達す、第一の場合に於て甲は只一箇の印刷器たり、一箇の喇叭たるのみ、第二の場合に於て乙は眞正の人たり、神の眞正の使節たりとす、吾人は神學者が聖書記者の著作に於る發動力に就き把持する意見の異同あるを知る、嘗て之を只不動的器具と爲さんとせし者ありしが、現代の思想は益々之を以て神の詞の活動的使節と爲すに傾けり、是れ神授説の一層高等なる思想なり、而して是れ基督教家たる唯一眞正の思想なり。

今暫く説教の二要素即ち眞理と人品とを考察せん、甲は普通にして不變なれども乙は特殊にして常に差異あり左に其各箇に就き聊か述ふる所あらん、

奇妙にも真理を區別して全く真理其物を考究するは實に爲し難く人品之に密着すべし、傳道者の事業に二種の状態あり是れ吾人が常に新約書に發見する所なり、ろは實に二語に包括せらる、使命證據是なり約翰第一書に曰く「此は彼より聞て亦爾曹に傳る告なり」ペテロ、エルサレムの集會に於て述て曰く「吾儕は此等の事に就き彼の證人なり」と、思ふに此二語中に總て基督教の説教に關する根本的概念あり、ろは宣傳の爲め吾人に與へられたる使命なり、然れどもろは吾人自身の經驗に入り其心靈力に就き吾人自身の證據を與へ得るまでは宣傳し能はざる使命なり傳道者が其説教を準備し又は之を壇上より演ずるに當り常に「使命」なる語を銘記せば放恣粗暴の冥想を避け固有の感情を免るべし又「證人」てふ語を忘れざる者は自から正説として學びしも決して其真味を悟らざりし言辭を只口頭に繰返す如き空談を免るべし若し常に吾人に使節なり證人なりとの二意識を抱懷せば吾人の説教に於て確實なる真理の權威と獨立とを有し、又一身上信仰の許願と確認とを有すべし、吾人に語る者は吾人に非ず吾人の天父の靈なり、而して尙ほ吾人は子として父の聲を借り他の子に對し

て其談話説明を與ふべし。其他傳道上何等の事を思ふとも決して自から使節たりてふ根本的觀念を失ふ可らず、此觀念を最も善く保持すべき方法を述るに爲し難き事あらざれども、ろは基督教的生活の全部を包括すべし、基督教の説教者は先基督教の信者たらざる可らず、又深く神の權威と基督の真理の絶對を認識せざる可らず、是れ第一の要件たり、然れども斯く廣大の範圍に入るを止め常に感ずる使命に關し説教の概念に就き一事を言はん、思ふにろは現今最も缺乏せる性質を吾人の説教に附與するならん、即ち其性質は幅員なり、是れ思想の寛大を謂ふに非ず、意見の忍容又は此類の事を指すに非ず、小題目、靈魂の生活に關する不急の事件、解剖學の數片神學の瑣事を微細巧妙に論述すると異なりて、運動を大にし、大真理を大言し、大義務を大呼するを謂ふ。

(未完)

○教誨叢書第三十九輯

明治廿八年三月分 每月一回出版一册全四册 郵税五厘定 鋼路

教誨

自ら欺く勿れ  
蜂蟬の一生、悠久の事業

大塚素

傳記

教育家ベスタロヂー傳(承前)

雲外生

學窓の生涯 自由の爲に戦ふ

農業に従事す  
南海逸士

勸話

北海のイソブ

た、は、生

ツツフの話  
驚恩に報ひし話  
椽木と木の神の話

責者侈

天道を讀すとは何ぞや

明徳の玉

謙遜

堪忍

明治近思錄

實語教 學問を勸

長陽外史  
天福堂主人  
も、み、生  
T F 生  
かすみ  
濃川生  
天福堂主人

○教誨叢書第四十輯目錄

明治廿八年四月分 定價金四錢 郵税五厘

教誨

如何に良友を獲るか

在米 留岡幸助

冬宵漫錄

困難 幸福惠の日 満足 在米 薇峯樵夫

傳記

人類教育大家ベスタロヂー(完) 雲外生

溫故知新

博愛事業 初等教育方法 天福堂主人

世界一週の日數 絶大の心配 古代寫本聖書

あづしたり 行燈 椅子 全世界の鉄道線路

電氣郵便車

北海のイソブ

善牧者 隨感 眞勇 我ら亡びんとす 聽けよ春の聲 清露 書籍案内

天福堂主人

岡山 渡邊望岳

靜 脩

濃川生

明治近思錄

實語教 學文を勸む

天福堂主人

# 會告

●本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラシムルヲ希望ス

## ○本誌定價並廣告料

壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)  
 前金五錢五厘 (全)

- 監獄雜誌
- 今署内五名以上購讀ノ向ハ
- 一府縣内數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク
- 又一署内十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏ノ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
- 廣告料 一行一回分 金十錢

## ○雜則

- 監獄雜誌ヲ注文セラル、キハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
- 雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ
- 右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス
- 雜誌代金ヲ送付セラル、キハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
- 通運便ニ付セラル、キハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、キハ五厘切手一割増タルヘシ
- 本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
- 本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ 出版主任 磯村 貞

明治廿八年四月三十日發行

發行人兼編輯人

磯村 貞

(明治二十七年二月廿六日遷信省認可)

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶  
 支會所 東京市四ツ谷區荒木町廿七番地  
 印刷所 東京市芝區芝宮本町二十九番地  
 磯村 富太郎  
 警察監獄學會支會  
 共益商社印刷部